

平成26年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

平成26年12月9日(火)

午前10時00分開議

1 議事日程

第1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(18名)

1番 上坂久則君
2番 滝波登喜男君
3番 長谷川治人君
4番 朝井征一郎君
5番 酒井要君
6番 江守勲君
7番 小畑傳君
8番 上田誠君
9番 金元直栄君
10番 樂間薫君
11番 齋藤則男君
12番 伊藤博夫君
13番 奥野正司君
14番 中村勘太郎君
15番 川治孝行君
16番 長岡千恵子君
17番 多田憲治君
18番 川崎直文君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

| | | |
|--------|----|-------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 平野信二君 |
| 教育 | 長 | 宮崎義幸君 |
| 消防 | 長 | 竹内貞美君 |
| 総務課 | 長 | 山下誠君 |
| 企画財政課 | 長 | 山口真君 |
| 会計課 | 長 | 清水和子君 |
| 税務課 | 長 | 帰山英孝君 |
| 住民生活課 | 長 | 野崎俊也君 |
| 福祉保健課 | 長 | 森近秀之君 |
| 子育て支援課 | 長 | 藤永裕弘君 |
| 農林課 | 長 | 小林良一君 |
| 商工観光課 | 長 | 川上昇司君 |
| 建設課 | 長 | 平林竜一君 |
| 上下水道課 | 長 | 太喜雅美君 |
| 永平寺支所 | 長 | 山田幸稔君 |
| 上志比支所 | 長 | 山田孝明君 |
| 学校教育課 | 長 | 南部顕浩君 |
| 生涯学習課 | 参事 | 家根孝二君 |

6 会議のために出席した職員

| | | |
|-------|---|-------|
| 議会事務局 | 長 | 清水満君 |
| 書 | 記 | 伊藤聡一君 |

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集をいただき、ここに8日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれていること、まことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読されまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

一般質問の前に、昨日の長岡議員の一般質問に対する行政からの確認事項があります。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 昨日、長岡議員から第3子以降の保育料につきましてご質問がございました。誤解のないように、いま一度確認をさせていただきますと思います。

第3子以降の保育料の無料につきましては、あくまでも3歳未満児に対してでございます。この場合、上のお子様が18歳未満におられれば、第3子以降の3歳未満児であれば無料でございます。また、園に3人以上在園している場合においては、第3子以降が3歳以上児である場合でも第3子以降は無料でございます。

確認をさせていただきます。

以上です。

～日程第1 一般質問～

○議長（川崎直文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

朝井君の質問を許します。

4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 4番、朝井です。

通告によりまして3問だけ質問をさせていただきます。

まず1問として、吉峰寺キャンプ場の整備についてでございますが、先般、整

備検討委員会において、大野市青少年旅行村、宝慶寺のいこいの村を研修させていただきました。吉峰寺のキャンプ場につきましては、ご存じのとおり、使える施設と使えない施設ができておまして、ペンキなどが されております。

このキャンプ場というのは、地域資源を活用して地域の住民の交流を図り、活性化のためにぜひとも改修、補修をしていただきたいのですが、商工観光課長、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 今ほど、上志比地区にございます吉峰寺キャンプ場の整備等ということでお話しいただきました。

町といたしましても、ことし、上志比区の区長を初め、壮年会、婦人会、また町の子ども会育成連合会、町議会を代表する議員の皆さんから成る吉峰寺キャンプ場の整備活用委員会を設置させていただいて、現在、キャンプ場の今後の方向性を探るべく検討を重ねております。地域の活性化や青少年の健全育成のためにも必要とのことをございますが、これまでもそれを念頭にこの施設の維持運営をやってまいりました。

今回、近隣のキャンプ場の視察、大野やらへ行ってまいりましたけれども、こういうふうなものも見ていただいて、いろんな視点のもと、改めてキャンプ場についての吉峰地区の皆さんのご協力とか、いろいろ含めながら総合的に判断してまいりたいと思っております。この点をご理解いただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今、課長から答弁もございましたとおり、私が検討委員会の中に入っておまして、視察させていただきましたけれども、いろんな面につきましていろんなご意見があると思いますが、ぜひとも改修をしていただきたいと。

そして上志比地区においては自然豊かなところでございまして、多くの観光地がございます。赤井家の馬上の門というんですか、それとか吉峰寺、そして越前竹原白龍弁天というものもあります。それから荒川興行寺の蔵の館など、たくさんの観光地がございますので、ぜひともこのキャンプ場を利用して、青少年の育成のために必要だと思っておりますのでぜひとも整備をお願いしたいと思っておりますが、町長、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほど商工観光課長のほうから、今、協議会を設けていただ

きましてお話をさせていただいております。私も上志比の、例えば禅の里温泉、これから整備されます道の駅、そういったものが点ではなしに線、面となるように、より効果が出るような形の施設にならないかなと思っております。今協議会がありますのであれですけど、以前、私もオートキャンプ場とかそういったいろいろな観光にも、また青少年の育成にも、そういったふうにつながるような施設になればなと思っております。

そしてまた、議員もご存じのとおり大変傷んでおります。こういったのもあわせてまして協議会でお話しいただきまして、どういうふうな方向で、方向性を決めただ中で整備させていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

では、次に2問目に入らせていただきます。

永平寺温泉「禅の里」についてでございますが、9月の議会におきましてもお願いをしていました整備のことでございますが、依然としてまだ整備されておられません。これは当初、健康施設として整備されるということで聞いておまして、健康教室、保健指導などは、行う場所がつけられているのにもかかわらず、前回の質問の中で1回ぐらいしかやっておらないというようなことでは、おかしいなと思うんですよね。健康教室、保健指導と言いながらやらないと。それを利用できないのならば、その施設のところを、脱衣所の狭さ、ロッカーの数が少ないということでございますので、そういう整備を早くやっていただきたいと。これは利用者の方から本当に苦情が出ているんですよ。

それから、一つ提案というんですか、施設の基本協定書を見させていただいたわけなんですけれども、月次業務報告書、それは利用料金とか利用者の数とかそういうもの、総収入、総支出、そういう決算書ですね。我々商売人もみんな決算書をやっているわけですから、月次の業務報告書などを提出して、見ていただきたい。その中で、たくさんの利用者があるということを聞いておりますので利益は出ていると思うんです。その利益で改修工事は恐らくできると思うんですね、持ち出しする必要もなくて。

だからそういう点を考えていただいて、早急に皆さんが喜んで使える禅の里の温泉にさせていただきたいということを思っておるわけですが、課長、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君）　ただいまのご質問でございますけれども、まず禅の里の施設利用者から脱衣室が狭いという声は、これは本当に多くの方からいただいているというのが現状でございます。また、施設のほうでもアンケート等によりましてそうした声を多くいただいております。

健康教室を実施するスペースでございますけれども、確かに議員おっしゃるように、その利用頻度というものは少ないものでございます。実際に月一、二、三回ぐらいまでの利用でございます。毎日の利用というものではございません。ただ、あの施設、休憩所もちょっと狭いことがございまして、年末年始とか週末、利用客が多くなったときに、あそこの健康スペースのところを臨時休憩所としてご利用されているといったこともございます。

ただ、あのスペースを改修して、例えばロッカー、脱衣室といったものに切りかえるといった工事の場合、浴室、浴槽、男女それぞれございます。今のその健康スペースにつきましては、正面入りまして左側、いわゆる男性浴槽のほうだけの改修には確かにつながるかとは思いますが、その部分の間に障がい者用のお風呂があるといったことで、そこで脱衣室をつくったとしても直接浴槽のほうに入っていけるというものではないので、いわゆるそのほか全館全面的な改修がどうしても必要になってきてしまうということがございます。

ですので、今、町といたしましては、そうした皆様からいただいているお声がございます。以前からもこの議会において指摘をされている部分もあるんですけども、町といたしましては、今後、利用料金の見直しもさせていただかなきゃいけない時期がございまして、そうしたときに、いわゆる施設の改修といったものについて検討させていただきたいというふうに考えてございます。

あと、月次報告書は業者のほうから毎月いただいております。その報告書の中には当然、毎月の利用人数、売り上げといったものがございまして。ただ、昨今、やはり燃料費の高騰といったものが多くございまして。それと水道料、使っております。毎月の月次ではどうしてもその利益がどうかというのは見えてきません。年間を通した上での利益について協議させていただいて利益があるかどうかというのを出すんですけども、正直言いますと、昨年1年間の業者からのいわゆる年間報告書の中でいきますと、今、施設そのものを改修するといったところまでの利益は出ていないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君）　朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 管理者でありますコーワさんですけども、あそこにおられる従業員の方、毎月毎月いろんなイベントを考えられて利用者をふやす手当てをやっておられるんです。確かに課長も言われるように、毎月利用者はふえていると思います。減っているということはないと思います。ここにもございます12月のイベント情報ですけども、私はいつももらってくるんですけども、こういうふうにして一生懸命頑張っておるんですよ。

しかし、行政のほうで、今言われるようにできないと言われるんですけども、私が見たときには、男性の入り口を左側に持っていったらいいんですよ。左から入れるような。だから女性のほうも大きくできるんですよ。やる気がないんですよ、それは。やる気があればいろんなことを考えます。それだけ皆さんが苦情を言ってるんですよ。だから少しでも早く改修工事をしていただくということを念頭に置いていただきたいと思っているんですよ。

それともう一つ、利用料金の見直しですけども、これ今課長言われましたけれども、先般、皆さんご存じのように、アユ釣りの方が来られて、あそこのお風呂に入って、おそばやうどん食って1,000円で入れるんですよ。缶ビール1つ飲んで。そして中島の河川公園のあこで自動車をとめて泊まっておられる。物すごく安く利用できると。そして400円が入っているんですよ、回数券4,000円を買って。なぜそれ、アユ釣りの方は、地元の方じゃないんですよ。地元の方とおなじ回数券を買って利用されている。北の坂東島は、勝山、大野の方もみんなそうなんです。町外の500円の料金を払って入っている方は誰一人いません。いません、絶対にいません。それを、何だか知らないけど管理者任せで、行政の指導というのは何にもやっていない。議会でこういうふうに言われているんやったら、それを言ってやっぱり指導するのが行政じゃないかなと私は思うんです。いかがですか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの回数券のお話でございますけれども、当初から回数券の販売につきましては町内外を問わず行うというふうになってございます。ですから今、確かに1回券につきましては500円、400円という形なんですけれども、回数券につきましては、いわゆる施設側といたしましても、やはり利用者の普及啓発といったもので町内外を問わず回数券を販売させていただきたいというのがございまして、そういったことでアユ釣りの方もその回数券をご利用されているかなと思っております。

施設の改修の件ですけれども、申しわけございません。やはり施設がオープンしてからまだ1年半という期間の中で、今すぐ改修といったことにつきましてはここではちょっとまだ考えておりませんので、どうかご理解いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 苦情がどんどんどんどん出てきて利用数が少なくなると、なお収支決算が赤字になってくるということ。逆方向になります。少し早くても、早く改修していただいて利用者が満足できるような施設にしていいただきたい。そして、来年、道の駅もできますし、そういう点を考えて少しでも早くやっていただきたいと思えます。

次に、3番目に入ります。

人口減少の克服についてでございますが、先般も、9月の議会でも質問させていただきましたが、人口の減少を食いとめるには、具体策として、やっぱり住みなれたまち、住みなれたところに住んで、働き、安定した家庭を築き上げるためにも、町ではいろんな対策を考えられていると思えます。保育料、医療費、そしていろんなことを考えていただきまして支援されていると思うんですが。

先般もさせていただいたんですけれども、中古物件というんですか、これからやはり中古の住宅がふえてくるんですけれども、その中古の住宅を買った場合、下水道の場合の汚水の問題、9月のときにも言わせていただいたと思うんですけれども、この間、議会と語ろう会でも言われたんですけれども、その汚水のお金、これは新しく建てられて新しく入れた方に関しては40万というんですか、いろんなあれがございますけれども、中古物件に関しましてはないんですね。それを一度見直していただきまして、中古物件でも補助を出していただけるような対策は考えておられないか、ひとつお願いしたいと思えますが。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） お答えを申し上げます。

今現在の若者定住促進支援事業でございますけれども、上水道の加入負担金、それから下水道受益者負担金、そして住宅取得費、子育て経費、この4つが助成の対象となっております。

上水道加入負担金と下水道受益者負担金につきましては、住宅取得時に町への支払いがあった場合に助成をしていると、そういうことになっております。中古物件に関しましては、既存の住宅でございますので上下水道が既に接続をされて

いる場合が多くて、上水道加入者負担金、下水道受益者負担金を前の所有者の方、前所有者の方が既にお支払いされているという場合がほとんどでございますので、そういう場合は対象にはなりません。

ただ、現在、制度のご案内のパンフレット、それには少しわかりにくい表現とか誤解を招くような表現が一部あるように見られるので、制度改正に合わせてパンフレットの内容も精査し、わかりやすいものにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） この間、議会と語ろう会の中で、上志比地区の方でございますが、土地を買って、そのときに汚水のますがあったと。土地代は土地代で払っているんです。ます代はまだ払っていない。汚水のます、マンホール代。それで、ます代の分を新しく買ったのと一緒にだから、半分ぐらいでもいいから補助できないかというご意見があったわけですよ。

それと一緒に、今言う中古物件がだんだんふえてまいりますと、先ほど言いましたように、そういう問題があります。例えば、土地代は土地代、こちらは汚水代は40万なら40万払っているわけですね。中古物件のときでも、売り主と言うと悪いですけど、地主さんがマンホール代を40万町へ払ったんだから、そういったときに別に取られているんですね。二度というんか、売買のやり方によってね。

そういう面がありますので、できればそういう、例えば領収書が必要ならば相手の方から領収書をいただいて、半分でもいいでできないかと。それが今だんだん、やはり今言うように新築ばかりなら、これは何も言うことないです。この行政の言われるとおりで結構なんですけれども、そういうところのお考えないかなと思って、見直しをしていただけたらと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 土地の売買、個人と個人の契約の中での話なんですけど、多くの場合、その土地を幾らで買うというふうに、その契約の中には、既に下水道の受益者負担金を以前支払った、そういった分も含めて土地購入代ということで契約をするのが一般的といいますかね、多くの場合はそうなんです。

たまにといいますか、今おっしゃったように、「土地代は幾らで、受益者負担

金は以前払ったのでこの分も払ってくれ」と言って分けて請求をされる個人の方も中にはいらっしゃるということでございまして、そういう場合も、ほとんど多くの場合はその受益者負担金も含めた、そういった価値を含めた土地売買をされているということでございますので、それらはやはり同じ扱いとして、その当事者が町に対して受益者負担金を払うといった場合は助成の対象になるということでございますので、どうぞご理解をひとつお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） わかりました。じゃ、そういうふうはその人にお話ししたいと思います。

それから、若者定住促進の事業に対してですけれども、ホームページやいろんなのでこう出されていると思いますが、いつも思っているんですけど、永平寺町のPRというんですか、足りないですね。ただこの紙切れ1枚みたいなもんでぱっとやっ取るんじゃなくて、もうちょっと宣伝というんですか、PRをして、お金をかけてですね。今、永平寺町のテレビ、PRをやっていますね。ああいうところにでもいろんなPRをされて、少しでも定住者、若者が帰ってくるいろんな仕掛けをしたらどうか。

きのう小畑議員も言われたとおり、この「週刊現代」ですけれども、この中の「何でも日本一福井県に学ぶ」ということの中に、小中学校の学力・体力1位、それから福井県民は地元を強く愛しておるということを書かれておりますし、保育園に子どもを預けやすいということ、そして親が近くにいるので子守を親に任せられる、三世代同居率も高いと。そして自然もあり環境もよく、教育面においても、地域と学校、家庭の3者が同じ価値観で教育に携わっているということ、そして親御さんもお子さんも先生を非常に尊敬しているということをこの記事に書かれております。

実際、余談の話になりますけど、これの中に書かれていること、半分ぐらい私が言ったんです。正直言ったんですけれども。ちょうど私の店へインタビューに来ましてね、その人と話しして書いていただいたものなんですけれども。なかなか全国的に出る週刊誌に取り上げてくれるようなことはないと思うんですけれども、取り上げてくれて、こういうふうにならぬということになってきておりますので、ぜひともテレビ放映をしていただきまして、永平寺のよさを全国的にPRしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） このPRにつきましては、今いろいろ取り組んでいます。ホームページ。ただ、なかなかホームページを見ていただけないということで、それにあわせてSNS、フェイスブックをやっております。今、登録者数といえますか、「いいね！」を押していただいている方が町内外問わず670名いらっしゃいます。常に大体1日二、三、各課が自分の課の、こういったことを取り組んでいますよとか、そういった情報をリアルタイムに出させていただいております。まだ町内外で670名ですので、これをいかにふやしていくか。年内1,000を目指して今取り組んでいるところです。

そしてもう一つ、今CMのお話がありました。これも若手職員の皆さんとそのCMを見ながら、どう思うとかいろいろ感想を聞いている中で、そのターゲットがなかなか絞れていない。やはりあのCMは町外の若い人がこの永平寺町に住みたい、そういったターゲットに絞ってつくるべきだということ。また、町民の方からももう少し工夫したほうがいいのではないかという声、そして時間帯、どのタイミングで流すのがいいか、いろいろなことを次に向けて考えていかなければいけません。そういった中で、ことしじゅうに、まちのそういった世代ですよ。若者の家を建てかえるとか、そういった世代の人に集まっていただいて、そういったふうなPRをしていくかを、そういった町の声聞きながらしっかりターゲットを絞ってCMについてはつくっていかうと思っております。

ことしじゅうに、まず第1回の皆さんに集まっていただきまして、来年に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） どうもありがとうございました。

今回は、これにて質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 次に、10番、樂間君の質問を許します。

10番、樂間君。

○10番（樂間 薫君） おはようございます。樂間薫でございます。

議員として活動させていただいて5カ月目で、年のせいか、まだまだふなれでございまして、9月の議会に次いで二度目の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、私は2つの質問を準備いたしました。通告に従って質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、昨日も中村議員のほうからも質問ありましたが、この10月に開催されました食の恵みフェアから質問させていただきます。

昨年まで、産業フェアとして町の大イベントとして開催されておりましたが、ことし、食に絞ってこういうフェアが開かれたということについて、何か意味があればお聞かせいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） ことしのイベントにつきましては、これまでもご答弁させていただいている中でも申し上げましたとおり、ブランド発信をしていくために戦略推進委員会の中でご協議申し上げましたところ、これまでの産業フェアにかわって新たな取り組み、また永平寺町としてブランドといえば大本山永平寺ということも考えられるということで、ほんなら一遍、門前地区のほうで永平寺町の食を中心とした何かイベントができたらというご意見をいただきましたので、今回、永平寺門前地区の第1駐車場をメイン会場に、また門前地区の商店街も含めた一帯を会場として実施させていただいたのが実情でございます。よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

私も今回の企画には本当に大賛成で、よく決断されたなということを思いました。

そこで、その食の恵みフェアの中身について質問をいたします。

今回、町の商工会やJA、観光物産協会等がフルに協力体制になかったと思いますけれども、この意味については何かあればお答えください。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 町内のいろんな業種の方に参加いただきながらイベントができたということで大変ありがたく思っておりますし、有意義なイベントにできたということが実情、率直な感想でございます。

○議長（川崎直文君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） 私が聞きたいのは、商工会とかJAとかをその企画の中というんか、企画段階で交えてこのイベントに直接参加してもらうというか、一本釣り参加してもらうんじゃないかという企画の中で頑張ってもらいたいというような体制が普通かなと思ったもので、そういう質問をさせていただいたんですけれども、何かそこに意味があったんかなということをお聞きしたいんですけれども、

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） きのうちも申し上げましたとおり、準備の時間が非常に短く、もうこれは反省点なんですけど、どうしても行政主導で進めなければいけない部分というのが出てきている中で、ブランド協議会を中心に、もちろん商工会の皆さんも入っていただいているんですが、なかなかその辺がおくれたというのが一番の反省材料だと私は思っております。

そして、ただ、商工会との懇談会というのも、商工会の幹部の皆さんと語る、そういった協議する場がある中で、この食の恵みフェアについてはしっかりとおわびもしまして、また、それは恵みのフェアの前の段階で協議会をしている中で協力もお願いしたんですが、なかなか商工会のほうも準備、そういったことがあるということ。ただ、全く協力がなかったというわけではございません。しっかりと青年部、また商工会の皆さんもいろいろ出店もしていただきました。今回反省する点は、やはり準備が非常に短かった。その点ご迷惑をおかけしたという点は本当に反省をしなければいけないところだと思っております。

○議長（川崎直文君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） 今の町長の答弁の中で準備の期間が短かったという、そういうお話で、私も最初からそういう話は聞いていたんですけども、本当に短い期間の中でよくあそこまでできたなということは私もすごい、今の行政のすばらしさかなとは思っていますけれども、やはり商工会やJAさんも育ててあげるといふか、そういう観点から、行政のほうからもそういう依頼もしてほしいなということを感じたわけでございます。

次に、そのフェアの中で、特にこの商品は人気があったとか、今も売れてるよとかいうのが把握できていたらお願いできませんか。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） きのうち申し上げましたように、当日は29のブースに出していただきまして、ほとんどのものが売り切れになるほど人気がございました。今回、サクラマスを使いましたハンバーガーと申しますか、そういうものや井なども初めて出させていただきまして大変好評をいただいております。また、そのほかにアユの塩焼き、それから町内の農家の皆さんが手づくりでつくられた惣菜なども人気を博しております。また、永平寺町を中心にマスズシというのがございまして、それがいろんなところから引き合いも来っていると聞いております。

イベントが終わりましたその後、西武百貨店でそういう物産展がありまして、永平寺町からのマスズシの出店もお願いしたいということで出店しておりますし、東京のほうの福井県のアンテナショップにおきましては、ちょっとした小袋入りの町内のナスビの漬物と申しますか、かす漬けとか、そういうものも引き合いが来ているという話も承っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

私は、このフェアでそういう商品を発表して、その後それを育て上げるというか、新しい商品を育て上げて、いわゆる永平寺ブランドにしていくのが一つの目的ではないかなと自分なりに考えていたんですけども、そういうところで発表をして、いわゆるアンテナみたいな感じで、あそこで新しい商品が発表されて売れていくといいなということを感じていたわけで、今後も新しい商品、結構隠れているというか。

私も知らなかったんですけども、永平寺門前の方で、少しだけまんじゅうを焼いているよというようなところも行ってちょっと食べさせてもらったんですけど、結構おいしくいただけたんで、ああいうのもっともっとできたらいいなと。それとか、喜多方ラーメンさんも頑張っているんですけども、ああいう新しいラーメンとか、いろんなことが生まれてくるんじゃないかなということも思いますので、今後も続けてやられるんだと思っているんですけども、そういう新しい商品の開発、またその商品ができれば、やはり少しでも推進のための協力ということをしていけたらいいなと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、来年に向けていろいろご提案いただいた中で、やはり出店される方が、ここで出店して自分の商売につながったとか、そういった実感を持っていただけるようなフェアにしていかなければいけないなと思っております。あくまでも目的は地域の商売の発展ということをお忘れず、今年度は5,300人の方が来ていただいたということもあります。多くの人に来てもらうのとあわせて、そこに出席していただいた事業者さんが、また来年も自分の商売につながる、またこの永平寺町の振興につながる、そういった意味で積極的に参加していただけるようなフェアにしていきたいなと思っております。そのためにも、

先ほど、冒頭で私の答弁にありました、やはり地域の各団体、また事業者さんらと連携してわかり合いながら一緒につくっていくというフェアが大切で、今回のような行政主導のフェアというのは本当に反省しなければいけないところだと思っております。

また、今、ブランド協議会のほうでは、この門前地区でまた来年もやったほうがいいのかという多くの意見もいただいております。ただ、その反省点の中で、門前への人の動線が若干よかった、さらには本山へ行く人も下にいた人数よりは少なかった、こういったフェア、あそこら一帯をフェアの会場として考えるような取り組みもしっかりと行っていかなければいけないなと思っております。ことしの反省をしっかりと踏まえて検証して来年につなげていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

今、町長のほうからお話ありましたけれども、地元の人にしたら、やはり駐車場を使われてしまうというのが大変痛手だという話もありました。なかなか難しいと思いますけれども、来年に向けてはまた協議しながら進めていただけたらありがたいなということを思いますので、よろしくをお願いします。

次に、昨日来、いろんな方が人口減少問題についてお話ありましたけれども、私のほうからも少し質問させていただきます。

議会と語ろう会でのテーマとして町民の皆さんにいろいろなお話を聞かせていただいたわけですが、当永平寺町では、若い人たちへの助成というんか、補助というんか、そういうのは本当に万全だと思いますし、よその市町村に比べてすごく進んでいると思いますけれども、私は少し高齢者に目を向けて、元気で長生きできる永平寺町を目指したらどうかなということを考えています。

恥ずかしながら、私、インターネットをやってないんでちょっと調べられなかったんですけど、ある方に調べていただいたところ、平均寿命をちょっと調べていただきました。2013年の公開の調査結果として、本県は、男性で全国で3位で80.47歳だということです。また、女子は全国7位で86.94歳だそうです。ちなみに全国1位は、昨年来ニュース等でもよく言われていましたけれども長野県で、男性では80.88歳、女性では87.98歳だそうです。どちらも僕らの感覚では、少し頑張れば手の届きそうなところに我が県はいるんだなということを思うわけですが、

そこで、我が永平寺町ですけれども、町のデータは僕ちょっとわからなかった

んですけれども、聞いたら県内で4位だそうですね。もう少し頑張れば県内1位になれるかなということも思ったわけなんですけれども、健康で長生きするための方策というんか、そういうのを何か考えられないかなと。私らの頭では考えられないんですけれども、我が町には福井大学医学部がありまして、大学病院もあります。附属病院もあります。そういうところと町とが協力をしながら、住みよい長寿のまちを目指して頑張っていけないかなということも思いますけれども、いかがですか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの平均寿命というお話でございますけれども、平均寿命は確かに87歳とかという数字になってございます。それともう一つ言葉があるんですけれども、健康寿命という言葉がございます。これは今から4年前、平成22年のデータでございますけれども、平均寿命と健康寿命の差が、男性では約9歳、女性で約12歳という差がございます。この健康寿命というのはどういうことかと申しますと、日常的に介護を必要とせず自立した生活を送れるといったことなので、単純に言いますと、本当の健康長寿というのは、平均寿命と健康寿命がイコールぐらいになると本当に健康長寿であるかなというふうに思っております。

この健康長寿のための取り組みということで町としても幾つかさせていただいているんですけれども、やはり健康長寿のためには食の改善、食べ物、こういったものがまず大切である。それといわゆる保健の推進、また当然のごとくよく言われてます介護予防、筋力低下を防ぐとかひきこもりを防いで少しでも外に出る、いわゆる認知症にならないといったことも大切でございます。

こうしたことの取り組みのために永平寺町内には、食の改善ということでは食生活改善推進員さんというのが町内に約70名ほどいらっしゃいます。こうした方々をお願いしまして地域における食の改善に取り組んでいただいて、またお子さんの健全な発達のためにも、こうした食に対する取り組みというのが大変必要かなと思っております。当然食を改善することによって、全てではございませんけれども、骨粗しょう症なり糖尿病予防といったものは改善されるのではないかなというふうに思っております。

それと、町内はこのほかに79名の健康づくり推進員さんがいらっしゃいます。こうした方々にはいろんな健康への取り組み、特に特定健診とかそういったものについて普及啓発活動をしていただいて健康への取り組みを普及していただいて

いるという状況でございます。また、地区サロン等におきましては、これは福祉委員さんなり、また民生委員さんが中心となりましてサロンを開催していただいて、そこで介護予防教室とかいうのを取り組んでございます。

いずれにいたしましても、今ほど議員おっしゃった健康長寿、健康づくりで元気で長生きということのためには、いわゆるこうした食であり、そして介護予防であり、また認知症の予防といったことが求められてございます。今後、一番理想型は、気軽に、身近にそうしたことの取り組みができるといったことが重要でございますので、地域をもっともっと巻き込んだ形の健康づくりをしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

今ほどのお話で、いろんなポジションでいろんな人が頑張っていただいているということを知らせていただきました。本当にありがとうございます。

また、私が申し上げたいのは、その中の一つのポジションとして、例えばそのサロンに、福井大学医学部から専門の予防医学のお話をしていただける方とか、そういう人来ていただいて、お年寄りにそういう話も聞いていただけたらなということをおっしゃったわけです。

私、何年前かに薬師1丁目の区長をさせていただいたときに、うちのふれあい会館で医科大学、あのときはまだ医科大学だったんですけども、医科大学の先生に来ていただいて、予防医学のことについて、特に高齢者に向けていろんなこういう情報もお聞きしながら、また健康についていろんなお話を聞かせていただいた経緯もありますので、そういういろんなポジションの一つとして大学の協力を得たらどうかということを感じたのできょうお話をさせていただいたんですけども、そういう点はどうでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、永平寺町は福井大学と包括的協定を結んでおります。この協定を、大学と連携、そしてまた学生さんとの連携、こういったのをしっかりと進めるべく、来年に向けてどういうふうにしたら、福祉もそうですが、いろいろな分野分野でどういうふうに大学と連携できるか、また学生さんを巻き込んだまちづくりとか、そういったことを今考えていますので、またよろしく願います。

○議長（川崎直文君） 樂間君。

○10番（樂間 薫君） ありがとうございます。

いろんところで、いろんポジションで、いろん人が頑張っていたいでいるのが本当にありがたいと思うんで、これからもそういうところで協力を得ながら、健康長寿の日本一を目指して町が頑張れたらなということをいつも、まずは県内の1番を目指して頑張っていただけたらなということを私は思いますので、提案だけさせていただいて本日の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。11時より再開します。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、13番、奥野君の質問を許します。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） これから、人口減少に関する質問を3項目と、近年、増水時の水位上昇が激しく近隣の住民に不安を抱かせております大谷川の監視体制強化についての質問をさせていただきます。

ではまず、町内人口減少問題の一つの対策、課題であります町内の就業先の確保拡大に向けての取り組みについてお聞きいたします。

まず、町内外からの町内への新規投資状況についてお聞きします。

新規投資状況及び、その新規投資による新規雇用者数はどうなっているのでしょうか。お聞きします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） お答えをさせていただきます。

新永平寺町、合併後の企業誘致実績といたしましては、4社、4件がございます。その4件のうち、本町の企業立地促進条例制度に基づいての助成対象となった会社は2社でございます。これ以外にも、今後この制度の助成を受けられることができる助成認定という、認定申請が出されている会社が現在2社ございます。これは将来的には助成の対象になるであろうというような会社でございます。

先ほどお尋ねのこれまで新規立地をしました会社での新規雇用ということでございますが、先ほどの2社がこの企業立地促進条例の雇用促進助成というのを受

けておりました、その人数は8名でございます。これは助成の対象となった人数が8名ということでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 次に、福井県の企業立地ガイドサイトに産業用地マップがあります。市や町の産業用地が一覧にまとめられています。それを見ますと、残念ながら永平寺町は載っていません。

町内の産業用地、工場用地の適地ゾーンの選定は現在どういう段階にあるのでしょうか。また、平成20年3月発行の永平寺町総合振興計画では、第5章にぎわいのある活力豊かなまちづくりをめざして、第1節商工業の振興、施策の方針3にIC周辺の振興として「新たな産業拠点を形成し、企業誘致を進め」云々、「地域の振興を図って……」とあります。平成24年、26年のこの振興計画の実施計画には上がっていません。まだ実施する段階ではないという取り扱いなのかと解釈するわけですが、この産業用地、工場用地の適地ゾーンの選定についてはいつ取りかかるのでしょうか。まさに全国の市や町がこぞって誘致に動いている現状の中で、これではいささか手おくれにならないかと懸念をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） お答えをさせていただきます。

まず、ご指摘ありましたインターチェンジ周辺ということでございます。確かに振興計画にもそのようなことがうたわれておりますし、また永平寺町の都市計画マスタープランにおきましても、福井北インターチェンジ周辺エリア及び御陵地区の北陸自動車道西側一帯エリアを将来的な産業の拠点と位置づけて段階的な土地利用転換を目標としているというようなことが書かれております。

ただ、具体的にはまだその取り組みは始めていません。ただ、福井北インターチェンジ周辺につきましては、隣の福井市との境に当たりますので、福井市もその福井北インターチェンジ周辺の開発といいますか、そういったことを考えております。取り組むときにはお互い協力して取り組んでいこうというような話はさせていただいております。今のところ、まだ具体的な動きということはありません。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 次に、永平寺ブランドの開拓や新規起業、新分野進出あるいは新規取引先、新規販売先開拓を企画する一次産業、二次産業、三次産業あるいは以上を包含しました六次産業ですか、の事業者に対するアドバイザーとしての町が契約をしている企業あるいはそのアドバイザーをする個人はあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 今お尋ねのアドバイザー契約でございますが、町としては契約はございません。

以上です。

○議長（川崎直文君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 販売先のマッチングをする顧問業とか、あるいは若手起業家の支援をすることを専門にしている顧問業とか、人材の発掘、あっせんを専門にしている紹介業とか、経験豊富なアドバイザーの専門業種の方がたくさんいらっしゃいます。身近なところでは、これは専門のアドバイザー業というわけではないですけども、大野市が電通顧問の内海さんとブランドアドバイザー契約を結び、契約を交わしていますけれども、この内海氏を大野市に紹介されたのも永平寺町在住のある方だというふうに聞いております。また、財務省の中堅職員にも永平寺町出身の方がいらっしゃると。身近にネットを張っていただきますと、永平寺町に関係のある方も結構それぞれの仕事の中で人的な町の意見を求めるに有益な方がいらっしゃると思いますので、ぜひそういうような方を発掘していただけたらというふうに思います。

次に移ります。

人口減少対策として誘致、活用の検討をしてはどうかというふうに考えますことについてお聞きします。

そもそもこれは人口減少対策として始めたものではないのですけれども、結果的には現状は非常に有益に、当福井県内においても、お隣の坂井市や嶺南のほうの市町において人口減少対策というふうに機能しているというのが事実のようでもあります。

まず1番目でございますが、総務省が平成21年から事業をやっております地域おこし協力隊、これは今年度ですかね、1,000人規模でやっておりますけれども、つい先日ですか、安倍首相は2016年度までに現在の3倍の3,000人体制にするというようなことを表明したと新聞で報道されておりました。

これをどうして人口減少対策として検討するべきかと申しますと、これは主として三大都市圏に住む住民を対象に募集といいますか、応募者を選定しまして、1人最長3年間を、その派遣といいますか、受け入れを表明した自治体のほうへ年間400万の交付金といいますかね、資金をいただけると。それを都会のほうから応募して来ていただいた若者におあげするというので、結果的に市町の財政負担はそれほどないのではないかというふうに思います。

こういうふうなことで、結局3年間いらっしゃいますと、そこで自分が取り組んだ仕事に対して充実感といいますか、いろんな住民との関係性も出てきましてそこで定住される方が非常に多いということですね。同じことを申し上げるかもしれないけれども、3年後に、任期後にその同じ自治体に定住するその派遣された隊員は、現在までのところ、統計的には48%、それからその周辺の自治体への定住も含めると56%。そういうふうな方が都会から来て、地域おこし協力隊の隊員として田舎へ来て、そこで住みついていただくと、そういうふうな実績が出ています。

また、もう一つの活用の検討対象としましては新・田舎で働き隊！、これは農林水産省がやっている事業でございますけれども、こちらは1回の契約期間は6カ月以上ということで、これも最長3年まで更新が可能という制度だそうです。高齢化とか後継者不在、若者の流出に悩む農山漁村に入り地域活性化に自分の専門知識を生かしたい、あるいは将来田舎で働きたいと思うが自分にできるか試してみたい、農業の経験はないというような方、あるいは田舎でなければ教えてもらえないような技術を身につけて将来の自分の仕事に役立てたいというような方が応募をされているようです。これは地域おこし協力隊よりも規模的には少ないのですが、そういう方々も同じようにその地域に定住されているということでもあります。

3番目に、緑のふるさと協力隊。これはNPO法人地球緑化センターが実施しているということでございますけれども、平成6年度から始めてこれまでに600人以上が全国に派遣されたと。これが総務省がやっています地域おこし協力隊のモデルとして、総務省が緑のふるさと協力隊をモデルにして地域おこし協力隊を始めたということだそうです。

こういうふうな、我が永平寺町に、これのどこのその協力隊あるいはこのプログラムが対応できるのか、一度ご検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 私のほうからは、地域おこし協力隊について少しご説明をさせていただきます。

議員今ご説明あったように、地域おこし協力隊の制度については割愛させていただきますけれども、永平寺町といたしましてもこの制度を活用していきたいということで検討を始めているところでございます。永平寺町として何ができるかなということで今現在考えておりますのは、町の情報や魅力を大都市圏居住経験者の視点あるいは価値観で収集をして、大都市圏の人が必要としている情報は何か、あるいは情報の見せ方、効果的な情報発信について、その大都市圏居住経験者が永平寺町民となって検討していく活動といったようなことをちょっと考えております。

実際に永平寺町としてこの地域おこし協力隊を事業化するということになりますと、協力隊の募集条件あるいは地域協力活動の内容、協力隊員の定着、定住についてしっかり精査をしていかなければなりませんし、制度を活用した事業としては、3カ年の事業でありますので受け入れ期間終了後のその後の経費あるいは活動の支援、定住についてなど、関係者と調整する必要がございます。さらに、協力隊がかかわる具体的な従事内容や町内会あるいは役場内のサポート体制の整備はもちろん、地域が一体となり共通認識のもと事業を進めることが重要となりますので、現在取り組んでおります県内自治体の状況あるいは成功事例等把握をいたしまして制度活用できるか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） ぜひご検討いただいて、この国の制度を永平寺町の発展に取り込めないかなというふうに思っております。ぜひ検討をいただきたいと思っております。

それから、ちょっと言葉としては悪いのであれですけれども、この言葉は実際にある県が使っているわけですが、よく地域活性化するには、よそ者、若者とか言いますが、既存の価値観にとらわれずに、我々がそんなもん大したことないなと思っているものに今風の彼らの価値観を発見して、それが若い人たちの共感を得て、そこへ人が来るといようなことが全国に、例を挙げたら数え切れないほどたくさんありますけれども。

言葉として申し上げますと、よそ者、若者、ばか者、これがこれからの地域を活性化するんだということで、これは新聞に報道されていましたが佐賀県の実例でございますけれども、こちら佐賀県では、県外の企業で5年以上勤務経験をした人を対象に採用枠を別に設けまして、U・Iターン採用枠というのを設定してこれまでに、2014年度までに70人を採用したと。結局こういう人たちが実際に役立って、使えるなということでありますから採用を継続して既に70人にまで達したということだというふうに思いますけれども、非常におもしろい採用手法だと思います。いろんな、よその企業あるいはよそのエリアを経験をされて飯を食ってこられた方は実務の対応能力が非常に高く、そこの自治体にとっても非常に有益になるのではないかと思います。

我が町が70人も採用できることはないと思いますが、一度そういうふうな試みを、1回情報収集をされてみたらいかがかと思います。どうでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今のよそ者、若者、ばか者ということで、本当にどんどん、今おっしゃられたとおり、新しい価値観を持った人、また外から見た永平寺というものを生かしていただける方、そういった方の応援といいますか、一緒に働くということは、本当にこのまちを変える一つの機動力というか、起爆剤になるのかなと思っております。

前からもこの職員の採用につきましては、専門職であったり、今のU・Iターン枠でしたかね、そういったのもちょっと参考にさせていただきながら、これにつきましては条例の改正とかもございますので、1回しっかりと精査しましてまた検討していきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） 新・田舎で働き隊！ということがございますけれども、これ先ほども議員仰せのとおり、農林水産省所管の都市農村共生・対流総合対策交付金事業で、趣旨につきましては、山漁村の持つ豊かな自然や食を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るものとなっております。

そうした中で、事業内容でございますが、集落連携推進対策、また人材活用対策、施設等整備対策、広域ネットワーク推進対策の4つの取り組みがございます。事業実施主体につきましては、地域の協議会、農業法人、NPO等が対象となりまして、事業実施期間につきましては、例えば集落連携推進対策とあわせて行う

人材活用対策につきましては、上限が3,000で、補助は定額で1地区当たり1年間250万円、うち人件費は200万円を上限といたしております。この受け入れ地域でございますが、これは全国で約90の地域、北陸地域は10地域が対象となっております。活動内容につきましては、主なものといたしまして、子ども農山漁村交流、集出荷等を通じた地域内外の連携、また定住・集住等の環境整備など12項目がございます。

県内の取り組み状況でございますが、福井県では、坂井市の竹田の里づくり協議会が、廃校となりました小中学校の校舎を利活用いたしまして、教育体験プログラムが実践できる宿泊施設として利活用の計画をいたしております。また、隣でございますが、石川県珠洲市におきましては、珠洲・能登地区農業推進協議会が、珠洲市の農業法人での農作業の研修の受講者の受け入れを行いまして、研修期間終了後、農業法人への就職や自立就農を支援する体制を整備しているとのことでございます。

続きまして、緑のふるさと協力隊でございますが、これは文科省の所管で、先ほども議員さん仰せのとおり、NPO法人地球緑化センターが中心となりまして緑のボランティアを育て活動を応援する専門団体で、都市に住む若者を農山村に1年間派遣をいたしまして、その地域でのさまざまな地域おこし活動等に取り組んでいくプログラムで、市町村で受け入れをしております。期間は1年間で、受け入れ側といたしましては給与、賃金、福利厚生等の待遇を整える必要があり、財政支援につきましては特別交付税に反映されるとのことでございます。

県内では、坂井市の竹田地区と、また大野市の和泉地区で受け入れをしているということで、全国では、本年度は第21期緑のふるさと協力隊ということで33名が活動しているとのことでございます。

この協力隊につきましては、このような制度を活用いたしまして、町外、県外の若者が田舎で働ける環境づくり、また定住できる環境づくりをすることにより永平寺町の定住につなげていければと考えておりますが、この協力隊の誘致につきましては、他市町の事例、そして制度の内容、地域の受け入れ体制も含めまして今後また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） ありがとうございます。

ぜひ有効に活用して、たしか今月号の永平寺町の広報紙でも、去年の11月の

人口と比べますと幾らでしたかね、ふえてはいませんでしたね。毎月毎月町の広報をいただきますが、月によって若干若干ふえるときもありますけれども、やはり当年度としてはずっと減っていく状況であります。ぜひよそ者に来ていただいて、それでまちが活性化するなら非常にありがたいことだと思います。ぜひご検討をお願いしたいと思います。

次に、3番目の項目ですけれども、行政組織のスリム化についてです。

自治体の構成基盤でありますこの町に住む住民、町の人口が減少してまいります。そのことに対応するために自治体の組織も、箱物といいますか、固定資産、それから人的な財産といいますか、人的資産といいますか、職員、スタッフを抱える行政の組織として、この大きな変革に対応するということがふだんから求められている状況であると思います。

この行政組織のスリム化の目標と、この進捗状況についてお聞きをいたします。

まず1番目に、箱物資産としてのインフラの保有量削減計画と計画の進捗状況についてお伺いします。また、今後発生し得る遊休インフラを、町内2つの大学と連携した研究開発型企業のインキュベーター的な活用は検討できないでしょうか。お伺いします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まずインフラの中には、今議員さんおっしゃったように箱物ということで、公共建築物ということで、今ほど再編の質問が出てきておりますけれども、再編につきましては、各施設の利用状況、今後の方向性について調査を実施しているところでございます。この行政改革推進会議の中で、現状維持、用途変更、統廃合、譲渡、取り壊しと、こういった5つの観点から調査を進めております。この検討結果をもとに再度所管課と十分協議をさせていただいてですね。

ただ、利用者にご理解をいただくということが、これは十分やっていかなければならないというふうに思っております。また、関係団体、それと地権者の方々のお話も残ってくるかと思っております。そういったところから、関係者との協議が整い次第、民間に活用していただく部分につきましては民間に活用していただく、また取り壊しの方向性もしっかりと視野に入れて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） その検討を進めていただいて、またご報告をお願いしたい
と思います。

次に、人員面でございますが、人員構成面での組織のスリム化の計画と取り組み
進捗状況についてお聞きします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 人員、まず職員ということでお話しさせていただきます。

ご存じのとおり、行政組織の再編につきましてはことしの5月1日付で実施さ
せていただいております。4課を廃止、統合させていただいて、以前の17課
2支所1本部体制から14課2支所1本部体制に見直しを行わせていただいでい
るところでございます。その他、住民ニーズに対応するための政策を推進する課、
体制強化室を新たに設置をさせていただきます。行政事務の効率化と各課横断
のとれた組織体制づくりに取り組ませていただいたところでございます。職員の
定数につきましても、平成18年の4月時点では308名、平成26年4月には
250名と、8年間で58名の職員が削減されております。

このように職員が減少する反面、地方分権により事務量の増加の一途をたどっ
ている中で、町政が直面する行政課題にスピード感を持って対応し、新たなまち
づくりに向けた政策を進めるため、町といたしましても、職員の意識改革を始め
て行政組織の見直し、あるいは民間のほうへの外部委託といったものを今後検討
して改革に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 今ほどお聞きしましたように、8年間で58名の人員減を
達成しながら増大する事務量をこなしているということで、非常に町職員の皆様
には大変なご負担がかかっているのではないかなというふうに個人的にも感じてい
るところであります。といいますのは、平日の定例の業務は当然のことながら、
それ以外にも土曜、日曜、祝祭日にいろんなイベントあるいは催しに皆さんが参
加されているのも私らも目の前で拝見させていただきまして、本当に大変だなと
いうふうに、よくやってらっしゃるなというふうに感じております。

そこででございますが、皆さんには本当にご苦労さまでございますが、このま
まで平日勤務、なおかつ土日、祝祭日もいろんなイベントあるいはお手伝いに出
かけていらっしゃる、勝手ながら、疲れが、疲労がたまって行って、代休
が2日続けてとれるとかいうようなことであればいいですけれども、代休もとれ

ないということになりますと健康面にも影響を及ぼしているんな、医療費もふえてくるんでないかなというふうに危惧するこのごろであります。

人口が減る、税収が減る、それから、これでやっていけないから経費を削減しようという、この要請はなかなかとどまることなくして、これからも対応をしていかなければならないファクターだと思いますけれども、そのためには、スタッフがみんな疲労こんぱいして病気で休むと、これでは本末転倒になりますので、そのためには、先ほど課長も言われましたように、アウトソーシングといいますか、定型的な大量業務は、これは基幹業務であっても民間へ委託するというようなことはぜひ検討あるいは研究していく必要があるかと思えます。

既に一部の自治体ではもうそれに取り組んでいるというふうなことももちろんご存じだと思いますけれども、このことについての、業務の民間委託シフトについての取り組みのスタンスは今現在はどうな状況でございますか。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今ほど議員さん仰せのとおり、行政のサービスの多様化も非常に高まっております。そういった中で、やはり地域協働の推進のためにどういったものが、まず地元にもそういった協働の中でしていただけるか。いろんなイベントの中でも今後そういったものも考えられます。

また、今の外部の委託業務のことにつきましては、次年度の、新年度の新たな予算の中で、やはり嘱託職員の採用であるとか、そういった職務の内容を一度精査をさせていただくということを、各課のほうに問い合わせを今後させていただくということは町長のほうからも既に周知をされております。

そういった面で、やはりできるものとできないもの、これはどうしても行政の中ではございますので、そういったものをしっかりと精査しながら業務の対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 自治体の業務には、今おっしゃられましたように、できるものとできないものといいますか、守秘義務といいますか、そこら辺にかかわるものが、個人情報等々いろいろよく研究して対応を図らなければ一朝一夕にできない部分というのがたくさんあると思えます。ぜひこれは研究、検討を進めていただきたいと思えます。

それから、組織のスリム化ということでお聞きしましたが、これは今スリム化

が足りないとか、もっと身を粉にして働けと、そういう意味では決してございませんので、アウトソーシングできるものはアウトソーシングする、それから就業の職員の条件の中、年間の何日間の有給休暇というものがうたってあっても、とれない有給休暇ではそもそもその制度はないのと同じでございますから、そういうふうな休暇を消化するというようなことについても、やはり目を向けていただきたいと思います。

これはひとつ、理事者といたしますか、行政側だけでなしに、我々議会もまず身を切る覚悟とその実行をとということが必要と認識します。そういう中でぜひ、大変お疲れだと思いますが、増大する事務量をこなしていくためにはいろんな方策、やっぱりみんな知恵を出し合わないといけないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、人口減少対策の中で地方創生という言葉聞きますけれども、まちを小さく強く、あるいは集約したコンパクトなまちづくり、あるいはコンパクトタウン、コンパクトビレッジというような言葉をよく耳にしますけれども、この永平寺町におけるコンパクトタウン、集約したコンパクトなまちづくりというのはどういうふうに考えてらっしゃるのでしょうか。現状、永平寺町としてはこの規模のコミュニティではそれは考えられないというふうに受けとめておられるのか、私どもではちょっと不明確な点がありますので、どういうふうにお考えか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） コンパクトタウン化は有効な手段ということで、これ行政の無駄を省くためには本当に有効な手段ではあると思います。

ただ、ちょうど3町村が合併して10年が経過するわけですがけれども、そういったところに全ての 〇〇の建物やら、あるいは体育施設等の建物、さまざまなものがございますけれども、今、本町の中において一つにまとめるというのはなかなか難しい部分はございます。そういった中で、これは町民の方々の判断もいろいろと、ご理解もあると思いますし、また新たに施設を建てるといったようなコンパクトタウン化というのはなかなかこれからはできないと。やはり今までのある施設をしっかりと有効活用ができるような体制をしっかりと整えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） ありがとうございます。

最後に、これは地域の問題でありますけれども、五領川といいますか、大谷川というふうに申し上げたほうが皆さんご存じか、その川が、今までは小さい、小規模な河川だったんですけれども、その上流のほうに採石場がありまして山肌を削っているわけですが、だんだんだんだんそれが麓で大きくなって、最初は立木に隠れていたようなところが、岩といいますか、山腹がはっきりあらわれてきて、それが刻一刻と拡大をしているというような状況であります。竹田のほうへ皆さん車で行かれるとき、両側で広がっていると思いますけれども。

それとまたもう一つは、今まで地表にあった川、用排水等々が暗渠化といいますか、地下に埋められたりして、近ごろの短い時間で大量に雨が降るといような部分を受けとめてくれる遊水的な役割を果たしてくれるスペースがなくなってきたせいか、増水時に非常に激しく水が流れ下ってくるというような現象が近ごろ続いています。今まではあその川、両岸、ちょっと言葉は、大ざっぱな言い方ですけども、真ん中辺までは護岸がしてありまして、石を並べてその間をモルタルで埋めてあるというんですか、比較的そこら辺を激しく水が流れても割と安心していただけるんですけども、近ごろはその護岸部分を今にも越えて、その上の土の堤防といいますか、草が生えているところですけども、そこにも、このまま上へ行くんでないかと思われるようなことが相次いでいるようであります。その河川の近隣に住む方がおっしゃるには非常に不安な状況にあると。

その表現をするのに「真ん中まで来たわ」とか「もう少しで越えるわ」とかって、そういう散文的な表現じゃなくして、例えば、建設課なり行政のほうがお伝えするときも、いっぱい流れてきたというんではどれぐらいいっぴいかがよくわからないと思うんやね。だから、通常は2.5メートルが4メートル来たとか、3.5メートル来たとか、そういう表現を使ったほうがはるかにお互いがわかりやすいんでないかと思いますので、ぜひそこに目視で見れるように水量が観測できるゲージを設置していただけないかと、その検討をお願いできないでしょうかというのが最後の質問でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今ほどの水位観測用のゲージの設置についてでございますけれども、いわゆる水量観測用の量水板と言われるものにつきましては、河川の水位を的確に把握する、あるいはそういった情報を伝達していただくという意

味では有効な方法であるというふうに考えておりますけれども、当該この河川の、永平寺町内の区域含めまして、坂井市の一部も含めまして、河川改修により流下断面につきましては比較的余裕があるということ、あと、河川につきましては断面の設計の段階で余裕高を見ているというようなこともありますし、県の河川・砂防総合情報による指定された水位観測地点では、残念ながらないということから、今、現時点では、水防管理団体であります永平寺町、あるいは河川の管理者である福井県と河川のパトロールにより水位の把握を行っていきたいというふうに考えております。また、洪水を安全に流下させるための河川の堆積土砂のしゅんせつですとか河川内の支障木の伐採等につきましては、福井県のほうで現地を十分把握していただいて毎年計画的に実施していただいているところであります。

今後も町といたしましても、引き続きそういった流下断面を確保するための要望も行っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） わかりました。

これで私の質問を終わります。

長い間、どうもありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

12番、伊藤君の質問を許します。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 12番、伊藤でございます。

1つ目は、次期永平寺町総合振興計画についてございまして、2つ目は、10月に開催されました議会と語ろう会の中から抽出いたしまして、町民からの声を質問させていただきますので、理事者側の明解なる答弁をお願いしたいと思うんです。ちょっとのどを傷めていますのでがらがら声になっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

まず初めに、次期総合振興計画についてですが、本町は平成20年に議決いたしました基本構想、計画期間は平成20年度から平成29年度までの10年間か

ら構成する総合振興計画、うるおい・やすらぎ・人がきらめくまち永平寺町を指針として、基本構想に掲げる3つの将来像の実現に向けてまちづくりを総合的かつ計画的に推進してきたところであります。

本町が誕生いたしました平成28年でちょうど10年が経過することになりますが、人口減少や少子・高齢化、そして経済のグローバル化、地球温暖化の進行、地方分権改革の推進、東日本の大震災の発生を初めとする各地区の地震や豪雨、土石流の災害、御嶽山の噴火災害などの発生など、日本を取り巻く状況は変化しております。

このような状況の中、現行の基本計画が平成29年度末をもってその計画期間を満了することになりますが、本町を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しつつ、本町の将来像の実現に向けた取り組みをさらに推進するため、新たな基本計画を策定していただきたいと思っております。

なお、地方自治法の一部改正によります法律では、平成23年法律第35号の施行によりまして、市町村の基本構想策定義務が撤廃されましたが、町政を総合的かつ計画的に運営するためには、目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けた施策や事業を総合的かつ体系的に示す総合的な計画は依然として必要であり、また町民と行政がそれぞれの役割を、責任を自覚し協働によって町民本位の自立したまちづくりを進めていくための基本的な指針として必要不可欠であることから、本町においても引き続き総合振興計画策定をしていただきたいと思っております。

もし策定となれば、総合振興計画の基本方針をどのようにお考えになっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 総合振興計画についてでございますが、現在の永平寺町総合振興計画は、合併後の新たなまちづくりの第一歩を踏み出すに当たり、町の総合的、重点的な政策の長期的な方向性とその実現に向けた基本的施策を明確にするものでございまして、その実現に向かって取り組んでいくための行財政運営の総合的な指針として、平成20年度から平成29年度までのおおむね10年間を計画期間と定め、平成20年3月に策定いたしました。

現在、今後の自治体経営を計画的に行い、少子・高齢化の進展、人口減少対策、防災対策、公共施設老朽化対策、行政改革、住民と行政の協働といった課題に対応していくには、これまで以上に自治体のマネジメント力が必要との考えから、第2次総合振興計画の策定を検討しているところであります。

また、平成29年度から平成32年度を計画年度とする第3次中期財政計画との整合性を図るため、1年前倒しして総合振興計画を策定することもあわせて検討をしております。

第2次総合振興計画の基本方針ということでございますが、平成27年度以降の基本構想の策定段階においてアンケート調査やワークショップ等の住民参画手法により、まちづくりに対する住民ニーズや課題を把握し、現計画の達成状況の確認、評価を行い、将来推計人口等の計画の基本フレームを設定した上で考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 実は、長期、10年ということも長いということから、7年という年もありますね。そういったことから、いろいろとまた河合町政の、松本町政から河合町政に引き継がれた、自分のカラーですか。そういったものも住民に聞きながら、長期の構想をしていただきたいと思います。

まず初めに、次期基本計画に当たっての基本的な視点というんですか、何か大ざっぱでいいんですけど、思っていることを言っていただければ結構でございます。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほど伊藤議員の中にもありましたように、本当に社会情勢が大きく変わってきております。地方創生であったり、農業の政策の転換であったり、また少子・高齢化、どういったふうにこの町の人口であったり、そういったものをふやしていくか。そういった計画、また町のにぎわいを取り戻すためにどこを開発したらいいか、そういったことをつくっていきたいと思っておりますし、もう一つはこういった計画書、町民の皆さんにもわかりやすい、例えば漫画とございますか、たくさん絵を使うとか、そういった形でもつくりまして、町民の皆さんにもしっかりとどういうふうにこの町が進んでいくのかという、そういった計画にしていきたいと思っております。

時代の流れも非常に早いものがありますので、見直すときには5年とかそういったときでも随時見直しながら進めていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） その中でも一覧性とわかりやすさを備えた計画とか、また重点を明確にした計画とか、そういったものも含めてまた折り込んでいただきました

いと思います。

とにかく議会といたしましても、議会基本条例がございます。これが24年の7月31日に開かれた第3回臨時議会におきまして、永平寺町議会基本条例が全会一致で可決されまして、8月1日から施行しております、その中でも第4章の議会及び町長の関係ということから、「町長は、議会に計画、政策、事業等を提案等するときは、政策等の水準を高めるため、その都度、次に掲げる項目を説明するように努めなければならない」となっておりますし、1番目といたしまして必要とする背景、2番目といたしまして提案に至るまでの経緯、3番目といたしまして検討した他の政策案等の内容やその他自治体との類似する政策との比較検討、4番目といたしまして町民参画の実施の有無と内容、5つ目といたしまして総合振興計画との整合性、6番目といたしまして政策と財源措置及び将来にわたるコスト計画、また7番目といたしましてその他議会が必要とする情報ということで、一応議会に報告することになっておりますので、その都度、一年に一遍のローリングですか。3年間の実施計画に基づいたことも含まれておりますので、そういったことも十分含めて議会と、また我々も30年が議会の任期となっておりますので、同じく携わると思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 議会基本条例につきましては、私も当時、皆さんと一緒に携わらせていただきました。しっかりとその条例を尊重させていただきまして、また計画もしっかり皆さんにご説明していただいて、議決を得なければいけないものはしっかりと議決をいただきまして、皆さんのご意見賜りながら進めていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 今のことにつきましては、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、先々月の10月ですか。23、24、25と4班に分かれまして各会場に、テーマといたしまして「人口減少の克服を目指して」と、また「地域の防災強化を考えよう」ということから、2点に絞って、その他もございますけれども、一応町民との議会と語ろう会を開催した。

その中で、ほとんど答えたわけでございますけれども、行政のほうからの回答ということで、それもいただいております。その中で、特に残っていたのは、ち

よっと気になったのではございますけれども、町民の意見としての結婚適齢期の男性、女性が非常に多いということで、町として何とかしてほしいということも聞いております。結婚すれば子どもが生まれて人口がふえるということも言っておりますし、企業の誘致、働く場が欲しいということはもちろんのこと、どこの都市も同じでございますし、若者の定住促進もそういったことで、各市町、また全国的にも同じ、ほとんどがそういったことになっておりますので。

そのためにも、仲人というんですかね。昔は、ちょっと言い方おかしいかもしれませんが、かづき商いというんですか。おばはんが来て、ここの娘さんどうやろかというようなことで、そういうような一つの仲人というものがたくさんいたと思いますわね。現在、そういったことがない。結婚がもう適齢期になっても結婚しないというのがたくさんおりますし、そういう内情を知っているのはやっぱりそのうちへ行ってみて、お母さん連中に聞いたり、そういったことも十分に昔のやってきたことを思い出しながら考えていって、そういうような仲人の育成というんですか。そういうようなことは現在どんななっているんですかね。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

町のほうでは、毎年若者出会い交流事業というのは実はさせていただいておりまして、ことしも8月に実施させていただきました。

今ほどおっしゃった仲人さんの件ですけれども、町内の婦人福祉協議会というふうなボランティアの組織がございます。こちらのほうでは毎月第2、第3、第4の土曜日に、町立図書館において今結婚相談会というのをさせていただいております。これまでは、翠荘であったり、会場は別のところでやっていたんですけれども、ことしの9月からたしか場所をかえましたところ、徐々に相談される方がふえてきているというような状況でございます。

こうした婦人福祉協議会の方に結婚相談会をしていただいているんですけれども、この方々は実は結婚相談員というふうな肩書をお持ちでございます。現在、町内に7名こうした方がいらっしゃいます。この結婚相談員さんですけれども、県の婦人福祉協議会が主催となりましてやっているんですが、約150名ほどこうした結婚相談員さんがいらっしゃるということで、こうした7名の結婚相談員さんと県内のネットワークを使って、そうした仲人的なことをやっている。

ただ、今議員おっしゃったような、これまで近所にお世話していただく方々、

そうした方々にお見合いとかする場合に身上書とかというものを提出されるかなと思います。ただ、昨今、個人情報保護という観念で、この身上書そのものが個人情報に当たるといったことがございまして、やはり今いろんなほかの方にお渡しするにしても、やはり結婚相談員さんとかということになっていただいたほうが、やはり個人情報とかいう観念では安心感がございまして、町としましてはこの協議会にも話ししまして、今後結婚相談員さんをふやしていただきたいというふうに思っています。

今、県のほうでもいろんな事業を進めていました。結婚支援の事業を進めてございます。実は私もこのたび職場の縁結びさんという肩書を拝命することになりました。私ともう一人、職場の男性、ちょっといかつい男性なんですけれども、そうした方が結婚相談員ではなくて縁結びさんになっています。そういうこともございまして、議員の皆様方におかれましては、できれば地域の縁結びさんということでこれからもできたら活躍していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、福祉課長のほうからもありましたとおり、男女が会うそういった事業もしております。

もう一つ大事なことだと思いますのが、若い人たちが例えばボランティアで一緒に活動したり、一緒に目的を持って活躍していただける、そういった環境も大事だと思っております。その中でお互いが認め合って結婚に結びつけば、こんな最高のことはないわけで、今、男女お見合い事業をしていただいたスタッフの皆さんが、永平寺町のそういう若者の集まりという形で集ってみようかという声も出てきているのも聞いていますし、またさまざまな町の事業でもそういった若い人たちが参加していただいて、縁を結んでいただければなという思いもありますので、男女が会うそういった事業とあわせて、若い人たちの町政への参画とございますか、そういったのも進めていこうと思っております。

○議長（川崎直文君） 伊藤君。

○7番（伊藤博夫君） 私も「新婚さんいらっしゃい！」ですか。あれが大好きなんですけども、ああいう格好で男女がいつも出れるように。この間も浄法寺山の青少年の家ですか。あそこで婚活をしたらしいんですけども、そんなことも、結局あの問題というのはこしの国テレビの「新婚さんいらっしゃい！」のような、そういう縁結びがなったきっかけというんですか。そういうよ

うなものもこしの国テレビで東古市の駅のあそこで、みんなそういう人が集まってきたなど。永平寺町のもそういうようなことはないと思いますけれども、そういうようなことをテレビで流したりすると、結局、「新婚さんいらっしゃい！」みたい町やなというようなことで、考え方によってはおかしな考え方かもしれないけれども、それでも永平寺をこっち向かせるようにして、若い人も永平寺町のほうへ向かうようなPRをしたほうがいいのではないかと私は私なりに思っているわけでございます。

そういったことも苦勞をしながら新たな、どこの都市も企業誘致とか働く場が欲しい、またそういうことでみんなどこでもそういうのは固まってまうんでないかと。新たなことで仲人さんもいろいろな関係もありますけれども、そういった婚活で一緒になった人を、そういうようなことで永平寺町へ行けば婚活で、また一緒になれるかもしれんというようなことで目を向けていただくようお願いしたいと思います。

3つ目にいきます。

防災連絡協議会についてでお伺いしたいと思います。

自助、共助、公助というんですかね。そういうことはもうわかっているわけでございますけれども、とにかくリーダーシップをとって、8つの地域で平常の地区の活動、自主防災組織から地域での活動に広げ、協力体制を構築することにより、災害時には効果的な連携強化を図りながら、また行政機関との情報交換、連携もとりやすく、平時はもちろん災害時には迅速な活動が実施されればすばらしい自主防災連絡協議会となると思っておりますが、現在までの進捗状況でございますけれども、8つあるわけでございますけれども、この8つのうちの幾つぐらいが連絡協議会をつくってありまして、どのような形になっているのか、ちょっとご報告をお願いしたいと思います。

私の思うのは、リーダーシップをとってもつくってもらわなあかんという気持ちでやると、言う自主防災組織の各集落が集まってやのう、もうどうもならんわというんでなしに、こちらのほうからやっぱりつくってもらわなあかんのやという、つくったほうがいいんやというようなことでもう積極的にやらな、何年たってもつくれないのではないかと思いますので、報酬の面も聞きましたし、リーダーのことも聞きましたけれども、もっとリーダーシップをとってもらわなければ、一日も早くできないのではないかと思いますので、ちょっと進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 自主防災につきましては、本町の総務課の所管ではございますけれども、特に連絡協議会につきましては消防本部と連携をとり合って実施していますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

自主防災連絡協議会の進捗状況につきましては、平成24年度に町内を8ブロックに区分いたしまして、立ち上げを完了しております。しかし、自主防災組織同様、各ブロックで温度差が生じていることは、これが現実となっております。

これまでに総務課、生活安全室と消防で連携をして、協議会、定例会の開催の依頼、また各地域振興会や各組織に連携の働きかけなど、幾度となく実施をしております。しかし、まだまだ結果が出ない状況でございます。

しかし、御陵地区におきましては、協議会主催での訓練を昨年とことしと2回にわたって実施しており、自主防災組織においても活発に活動しておられる地区がございます。

各協議会は、関係区の自主防災組織の代表1名ずつで構成されており、この方々は各自主防災組織のリーダーで、区長が兼任されている地区が多く、そのため1年交代となり、建設的な組織づくりができないということが一つの大きな要因となっております。

そこで我々は、いま一度原点に立ち戻り、各地区の自主防災組織のリーダーに消防職、団員のOB、また元警察官、元自衛隊員とか、元看護師、元教師など防災知識の高い方に要請をすべく、現在、その候補者を協議しているところでございます。

また、長期間リーダーとして職務をお願いすることから、昨日、町長のほうからもご答弁ありましたけれども、委嘱状を交付して報酬等の処遇も一つの案として現在検討中でございます。

今後、なかなか時間は要するとは思いますが、継続的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 伊藤君。

○7番（伊藤博夫君） 実は東古市も自主防災組織ができているわけでございますけれども、一応私が一番初め、初代の連絡協議会の隊長として、協議会でなしに自主防災組織の。その後、長谷川君にバトンタッチをしまして、今現在活躍しているわけでございますけれども、なぜかというのは、区長になるんではあかんとい

うことは初めからわかっています。ほうやけど、そのときに長谷川君も、議員がなるべきでないかと言うたんですけれども、やっぱり長年というんですかね。完成できるまでは、組織がはっきりとできるまでは誰かが苦勞せなあかんのではないかということで、今現在、もう2年目か3年目になっているわけでございますけれども、各地区においてもそういうような、やっぱり気構えを持ってえんとやっぱり一念ぼっきりで次の区長に任すというようなことになったら、もう本当にいつたってもできんと思います。言うように、OBとか。自衛隊とか警察官とか、そういうようなものにしばらくは、できるまではやっぱり何とかして勤めさせてもらうようにしていただかんと、いつにたってもみんな逃げますって。

町民に言いたいわけでございますけれども、本当にみんなが大災害になったときに大変なことになりますよ。

そういったことも含めて、白馬町ですか。あれなんかも本当に死者が出なかったのが本当にやっぱり日ごろのそういうことを訓練しているから死者が出なかったということでございますので、それも十分に町民の方もようわかっていただきたいと思いますし、理事者側もやっぱりお願いをしても、指名をしてもいいですからひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） きの方からの答弁にも申し上げましたが、まさしく自主防災組織、そして連絡協議会、意識を持っていただいている方に隊長となっただきまして、そして連絡協議会につなげていきたいと思っております。

やはり今議員おっしゃられたとおり、自助、共助、公助、これが機動的に動く、いざというときに動く、こういったことが本当に災害を最小限に抑える、そういった大きな形になりますので、これは本当に早急に進めていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 伊藤君。

○7番（伊藤博夫君） これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 次に、5番、酒井君の質問を許します。

5番、酒井君。

○5番（酒井 要君） 私は2点、町長の思いを聞きたいと思ひまして。

今、衆議院選挙の真っ最中ということで、地方創生という言葉が7月ごろから出たんですかね。私ども選挙終わってから出たんですかね。地方に元気を出して

もらおうという意味があるんかしらんけど、何年か前に、10年前に竹下総理のときに、各地区に1億円の贈呈ということで、それは各自治に任せるというようなことで、そういうことが実はありました。それかなと思いましたが、今度は違うと。地方から元気を出していただくための政府の一つの施策面を考えるとというようなことで、永平寺町に元気になってもらおうと。そのための手助けだというような、私そういうふうに思ったものですから、町長、この件について、まだ話は余りされていないと思うんですけども、思っただけ町長、よろしく願います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、国のほうでは二、三兆円規模での生活者支援、生産者支援、まち・ひと・しごと創生に向けた生活活性化、災害危機への対応といった幾つかの政策概要が示されておりますが、詳細についてはまだ示されておられません。その中でも、生活者支援、生産者支援については、ある程度の情報が出てきております。その一つが、国内総生産の6割近くを占める個人消費へのてこ入れや、円安、物価上昇対策といった国が定める制度創設のねらいの範囲内で、各市町が地域の実情に応じて自由に仕える交付金を創設するものということです。

具体的には、商品券の販売価格より額面が上回るプレミアムつき商品券の発行、低所得世帯や社会福祉施策のガソリン購入、寒冷地の低所得者の灯油購入などへの助成、多子世帯の家計負担の軽減などを想定しています。出産や子育てに関する支援も検討し、国が重視する地方創生への先行事例とし、交付金の上限額は人口や財政力などに応じて各市町村で差をつけるとしています。

この交付金の交付には、まず各市町村が国に事業計画を提出しなければならないこととなっており、その提出を受けて内閣府で内容を精査し、総務省が交付金の配分計画を作成する方向で調整する仕組みとなっています。詳細な情報は国から示されてはいませんが、町としましてもまずは国からのこういった情報が出てくるか、こういったものが地方創生として認められるか、そういった今情報収集に努めていますのと、もう一つは永平寺町としましても、今、ワーキンググループの中で、私も入っておりますが、今、この永平寺町としてこういった形で観光であったり産業であったり、また生活支援であったり、そういったことが提案できるか。また、国はこういったものというの示されてはませんが、今もう既にワーキンググループで協議を進めているところであります。

○議長（川崎直文君） 酒井君。

○5番（酒井 要君） 今、話を伺いまして、私自身大変安心をいたしました。ただ、十何年前に竹下総理だと思っんですね。1億円創生ということで、各町で金の何かを買うたり、いろんなことをやりましたが、実際に住民のためになったところはあんまりなかったと。こんな感じを持ちますんで、ひとつぜひ今町長お話しされましたいろんな些細なことを今検討されていると思いますけども、何か光る永平寺町になる一つの要因として、ぜひこの経済あるいは人口増につながるかもしれないけども、いろんなことで地方創生、生き返る経済方法を考えて行ってもらいたいと。

また結果出ましたら、私どもに報告をぜひお願いしたいと、こういうふうに思っています。

さて次、町長が町内の公共施設の見直しをしたいという発言がございました。合併してからきょうまで、余っていると言ったらおかしいですけど、利用されていない施設もたくさんございます。それから、今からやろうとする松岡の元役場前ですか。あれをする計画だということですけども、上志比地区にも一番大きな旧小学校体育館、現在、中も入れない状態。昨年ですかね。スマイルハートと身体障がい者合同のイベントがありました。それは毎年、吉峰のキャンプ場を利用して、ことしも雨に遭わなくて開けたんですけど、昨年ですかね。一昨年かな。大変な雨に降られて、その会場でできないということで、上志比元小学校の体育館を活用させていただいたんです。ところが、今はもう水道も何もかも全部、何かもう故障しているということで使えないということで、支所長にお願いしましたら、これはもう使える状態でないですわと、こんなことでした。

ですから、あの体育館を再生する考えはあるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 公共施設の再編につきましては、皆様のご質問に昨日からお答えしているところでございまして、行財政改革の中で一生懸命取り組んでいるところでございます。

旧上志比小学校の体育館につきましては、校舎もまだ残っておりますけれども、非常に利便性的に上志比地区の中心的部分のところに入っておりますので、さまざまな用途に利用できるというふうには考えております。やっぱり、しかしながら公共施設を再編する上で、ただその施設一つを目的としているわけではなくて、やはり公共施設の配置とか、そのほかの施設の状況、こういったものとか、

あるいはその内部の改修の費用あるいは耐震の改修の費用、さまざまな課題等があるかと思えます。

そういった中で、費用の中長期財政計画等も踏まえて、方向性をしっかりと見きわめていかなければならないというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 酒井君。

○5番（酒井 要君） 実は、私、身体障がい者の県の役員も兼ねておるものですから、一度永平寺町で大きなイベントをやったことがございます。サンサンホールというところで身体障がい者の婚活ですね。あそこで40名ぐらい集まって、大野から小浜から集まってあそこで婚活をやったことがございます。来年また、それは婚活じゃないんですけども、身体障がい者の福井県大会のある行事が小浜であるわけです。それは大変屋内競技場で立派な屋根つきの、そこではゲートボール、マレット、それからほかの競技もできる会場。そういった会場が小浜にも敦賀にも坂井市にもあわらにも、福井市は当然ありますわね。すかつとらんどという立派なのがある。そういったことで、永平寺町で何かをイベントでやりたいなと思っても、屋内競技場がないわけです。よく「酒井さん、永平寺町で」という話が時々出るんですけど、「いや、実は屋内競技場がないんで雨天の場合にはご勘弁願いたい」ということで断っているんですけど、大変そこら辺が永平寺町に来ていただく環境がないということです。非常にそこら辺が、ちょっと私自身寂しい思いをしています。それだけちょっとわかってください。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今の屋内体育館の利用の方法と申しますと、床を外してそういった屋内の施設に変更するというのは可能だと私も思っております。

しかしながら、先ほども申しましたように、やはりほかの施設の全体的な中長期なバランス、それと多方面からの、やはり周りには借地の方々とか、そういったいろんな課題もあろうかと思えます。そういったものも含めて、やはり総合的に全体的にしっかりと見ながら判断をしていくのが大事だと思っております。

決してできないということではないと思っておりますので、しっかりと勉強させていただいて、十分検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 公共施設の計画を行政改革と、また修繕計画とあわせて今、

一生懸命取り組んでいるところであります。

そうした中で、やはり先ほどの奥野議員の質問のコンパクトタウンとかいろいろあった中で、また伊藤議員の計画、そういったやはりニーズというものが、住民の皆さんのニーズというのが刻々と変わってきているのもよくわかっております。上志比をずっと車で走っていると、夏の暑い中でもゲートボールをやられていたり、永平寺地区ですとペタンクを朝から皆さん集まってやられたり、そういったニーズがふえてきているのも重々わかっております。

そういったのも踏まえまして、今、公共施設の再編の中でどのように施設とかいろいろな施設が利用できるのか、そういったことも勘案しまして、早急にまとめてまた皆さんにお示ししたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 酒井君。

○5番（酒井 要君） 障がい者のいろんな大会がある。いろんな大会がございます。特に今度、国体を行うということで、身障協会、身障連のほうもいろんな行事をやってくれと。助成金出すからやってほしいという話が幾つも出てきています。そういったことで、何とか永平寺に連れてきたいんですけども、そういった屋内競技場というものが無いというのが非常に寂しいんですね。ひとつぜひそこら辺、また行政のほうでいろいろもんでいただいて、そういう要望もあるということ、本当に障がい者は車椅子の方、いろんな大会があるんです。そのときにやっぱり屋内競技場が無いというのが非常に寂しい思いをしていますので、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わっておきます。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

1時55分から再開します。

（午後 1時43分 休憩）

（午後 1時55分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、8番、上田君の質問を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思ひます。

今議会には3つの質問を用意させていただきました。

見ますと、教育委員会ばかりの3つの質問になってしまつて、本当はもっと

違う分野からも探さなあかんですが、今回はお許しいただきたいというふうに思います。

まず1つ目です。公民館活動、前もよく話させていただいたんですが、町長のほうが元気な永平寺町をつくる。そのためには7つの項目を示しておられました。その第1に、町民がまちづくりの主役になる仕組みづくり。それはやっぱり根底には公民館活動があるということで、町長はその公民館活動の主事をつくるということをおっしゃっていましたので、それについての質問が1点目です。

2番目、これは新学期が始まります。それで、今のネット社会というんですね。SNSが大分あれしまして、私どもは使えないところが子どもが使っている。また、私どもが知らないところで子どもがそれを利用して、わからない点があるということで、それについての質問。これは、ネット社会から子どもを守る活動の体制を早く早急に講じないといけないんじゃないかという観点から質問を用意しました。

3つ目です。これは皆さんご存じかと思うんですが、教育委員会の制度が60年ぶりといったか、50年ぶりに改正されるということで、その改正されるに当たっていろんな課題はあるんじゃないかということで、課題はないのか。また、当永平寺町はそれに対してどうしていくのかということで3つの用意をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初です。町民がまちづくりの主役となる仕組みづくりとなる公民館活動はどうかということをお聞きしたいと思います。

先ほど冒頭で言いましたが、町長は元気な永平寺町にするために7つの項目を上げました。それは教育であったり、それから福祉であったり、そういうところを7つの項目に上げているんですが、その第1に、やはり町民がまちづくりの主役となる仕組みづくりを第一に上げています。というのは、町民の参画、要は町民みんなでまちづくりをしようよというのが目的だというふうに思っています。

それで、その中を見ますと、いきいきと自発的にまちづくりに参加できるような環境づくりを進めますよというふうな内容だったかと思います。そして、その中身をもうちよっと書いてあるところを見ますと、活躍している町民のノウハウを町政に生かすための、名称は変わるかもしれませんが、町民のシンクタンク的な設置をやりたい。それから、さまざまなツールを利用した情報発信で永平寺町を知らしめて、永平寺町の元気を取り戻したい。それから、民意を反映した町政

を進めるというふうな形の政策が出ていました。

そこで、基本的になると思うんですが、町民がまちづくりの主役となる、またいきいきと自発的にまちづくりに参加できるというのはどういうことなんやろう。だから、町長としてそれはどういうふうなのがそういうふうなものかというのを考えていっしょだと思うんで、その基本的なものというんですかね。そのときは町民がどうなっていればいいんじゃないんですが、そういうようなのを一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合町長君） 町民がまちづくりの主役になるといいますことは、町民が自分たちの周りでどのような課題があるかを町民の視点で検討して、課題解決に取り組む。そして、自発的にまちづくりに参加していただくということだと考えております。

現在、町内では区やその他の団体が中心となっていただきまして、環境、福祉、防災などといったさまざまな分野での取り組みが活発に展開されております。それが町全体のまちづくりにつながっていると感じています。

地域からまちづくりをさらに充実し、強化していくとともに、それぞれ密接に連携を図ることでみんながかかわり合っているという実感がわく取り組みを進めるべきと考えております。

そのためには、町民がまちづくりの主役という原点に立ち、行政として町民の皆さんの信頼に応えるためにできるだけ多くの声を聞きながら行動して、協働のまちづくりをさらに推し進めていくことが基本であり、さまざまなイベント等当に対する企画立案、運営など住民が深くかかわっていくためにも、町内外の方々からの政策提言についても気軽に発言できるしくみづくりが重要だと考えております。

○議長（川崎直文君） 上田君。

○5番（上田 誠君） ありがとうございます。

私も同じように考えているというとおかしいですが、ちょっといろんな書物を見ても大体そういうふうな、大体という言葉は悪いですが、そういうふうな形になっていると思います。

私はそれが悪いともなんとも言っていないで、まさしくそうだと思うんですね。それを進めるにはどのような環境整備というのが必要かということが一番重要になってくるということで、後で、次の環境づくりにも書いておいたんですが、そ

れについてはまたおいおい質問の中でお聞かせいただきたいというふうに思います。

そこで、今ほど町長おっしゃいました。住民が主役となるまちづくり、つまり参画して協働をやっていくと。それで、そこでその、例えば今、町長が永平寺町を進める中でここにありましたように新しい地域、組織の構築、例えば区のあれ、それから 委員会の公募をする。それから、まちづくり委員会も立ち上げて、今その提言活動をやっている。それが一つの環境づくりになるかというふうに思います。

そこで、私もう一つそこから一步、町がそういうふうにするランドデザインと、今度地域の中で集落単位もしくは小学校区単位でそういう動きをやはり地道につくらないといけない。それが公民館活動につながるというふうに今思っています。

そこで、地域の方々はその地域で生きていく、住んでいくためには安全で安心で健康で、そしてそれぞれが個々が尊重されたよりよい生活を送るというのをその地域の集落で見出すということがやっぱり根底にあると。それを積み重ねて、ならどうしたらいいかということで永平寺町の中でのランドデザイン、町長がおっしゃったそういうものを構築していく。その中で先ほど言いました地域の評議会であったりとか、審議会に参加するとか、そういう形になっていくと思うんです。

それはいいんですが、やはり二刀流じゃないんですが、まず一つは、人づくりと仲間づくりをどのように発展構築させるのかが1点です。これは、やはり自治意識の醸成とか、その村で自分たちがよりよい生活をするにはどうしたらいいかというのが一つ。そういう活動がやっぱり基本になる。

2つ目、その中で、今町長もおっしゃっていただきましたが、その中での課題探し、政策づくりですね。これはその町、村で、うちの集落でどんな問題があるのかな、どこを改善すれば村はみんな一緒に仲よくやれるかなというような形でのものを探すというんか、見る。そういう民意というとおかしいですけども、その人たちの意見というんか、考えを集約して、それを反映する場をつくらないかん。それが2つ目だと思います。

そして、それを解決に向けてその集落でどういう動きをしようか。課題解決のための協働と運営をどうしようかというのを考えていく。それをどこでするんですかというのを聞きたいわけですね。どこで。それが地域コミュニティの場をど

こでつくるかというのをまずお聞きしたいなと思います。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） どこでつくるかというあれですけど、例えば、先ほどの自主防災組織、地元の皆さんの隊長、そういった経験を積まれている方になっていただくというのも一つの町民が主役になるそういったまちづくりの一つだとも思っておりますし、各課のいろいろな事業とか政策の中で行政が主導ではなしに、例えばフェアのときにも話させていただきましたが、やはり現場の人といいますか、住民の人が主役となって行政が下支えをしていく仕組みをつくるというのが一つあると思います。

そういった中で、今公民館活動であったり、各小学校単位にある協議会でありましたり、そういったところがまた活発になっていただくような応援といいますか、そういったことも大事だと思います。

そして、自発的に何か町の盛り上げようという、そういったことを応援していくのもまた町民が主役となるまちづくりにも一歩つながるかなと思っております。

いろいろ今私どももどうやって町民の皆さんが関心を持っていただいて、まずは町政に関心を持っていただくことが大切かな。また参加していただいて、声を出していただいて、その声が町政にしっかりと生きているというか、そういったのが実感してもらえる、そういったことをまず心がけて、いろいろな事業とか政策に取り組んでおります。

○議長（川崎直文君） 上田君。

○5番（上田 誠君） ありがとうございます。

今、町長おっしゃっていただいたように、そういう施策とか、先ほど言いましたようにいろんな形で今、町政だよりとか見させていただいても、そういうのに積極的にある面では取り入れるということで、若い世代だけを取り入れる活動、それから公募する活動、いろんな形でその一つの仕組みづくりを行政として今こしらえようとしています。

私、もう一つそこで今度は教育現場のところでちょっとお聞きしたいのが、せんだって教育民生常任委員会で公民館活動のほうの長野県のほうの喬木村、ここは公民館活動の活発にやっているところなんですね。もう一つは、高森町。そこは住民自治のそれをつくって参画をしている、ちょっと大きな町なんです。その2カ所を見てきました。

まずきょう取り上げたいのは喬木村なんですが、一つそのときに注目すべきというんか、目にうろこじゃないんですが、何と何とというのがありました。そこは16集落を持っています。ここの質問に書きましたんですが、何とスポーツのチャレンジデーの参加率は町民の72.4%です。驚きです。それから、分館、これは集落単位の集落センターであったり、公民館なんですが、そういう分館単位の女子ソフトバレーボールは参加は、分館でいうと14分館でチーム数は何と22チーム。ということは1つの分館で2チームぐらい出ている可能性があるんですね。それから、卓球も14分館で24チームの参加があった。そういうような形で、ちょっと目が信じられないような参加率を誇っています。

いろんな話を聞きました。そしたら、自治振興交付金というのを集落に出しています。それが何と200万から400万出しているんですね。これが全部いいというわけじゃないんですが、そういう形で、その後ふるさとフォーラムとか、これは本館中心なんですが、公民館出前講座、これは公民館出前講座といって、その集落に落語と音楽やったかな。それを出前講座で大体半数以上、6割やったか7割ぐらい全部手を挙げたところに行っているんですね。そういう文化活動をその集落で、一級のそれを見ていただくというふうな、そういう動きをしています。

それから、これは中学校やら小学校のあれだったと思うんですが、平和学習ということで広島の平和バス運行をやっています。これも何十名単位やったかね。三、四十名、もっとおったかな。ぐらいがやっています。そういうふうな形で、私が見たら驚異的な参加率を誇っているんですね。それをやはりある面ではなぜそうなるんかというのも考えなあかんというふうに思っています。

それで、今次に質問なんですが、私はやっぱりそこには公民館活動のあるべき姿がやはり潜んでいるなというふうに思います。

それで、ちょっと質問にいきたいんですが、ここで今現在当町の公民館活動の現状。いろんな面で考えられると思うんですが、どのように考えていらっしゃるんかとお聞きしながら、核となる活動にはどんな、何をすべきなんかなというのを分析を含めてお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） なかなか難しい質問なんですけども、きょうは生涯課長もいませんし、家根参事と僕はどちらかというスポーツ専門的なんで、なかなかそういう文化面というのは答えづらい面あるんですけども、精いっぱいお答え

したいと思います。

私、公民館いろいろ考えているんですが、本町の場合は7公民館実際あります。旧松岡町では中央公民館と御陵と吉野、それから旧永平寺町には志比北と志比南と永平寺公民館、それから上志比と7つあります。

活動的に見ますと、これを言っているのか悪いのかわからないんですが、吉野にしましても御陵にしましても、ここの中央の公民館にしましても、サークル活動あるいは講座、それから公民館まつり、それから自主ステージの発表会、本当に年間を通してすごい量の活動をしております。私もいい公民館活動を実施されているなというふうなことを常日ごろ思っております。

それに比べまして、旧永平寺町、上志比につきましては、サークル活動とか講座もやっていることはやっているんですが、こちらの活動に比べるとやや頻度も低いかなということを思っています。それで今、7人の館長さん方といいところは見習って、そして活発に活動できるようにということで今推進を図っているところです。

私も遠くから今まで社会教育を眺めていたんですけども、やはり親方日の丸的な色彩がちょっと強かったのかなというようなことを思って、今、館長さん方にはいろいろ企画していただいて、それに対しては町も全面的にバックアップするので、皆さん頑張って議員さんおっしゃるように町民をいっぱい集めて喜ばせるような活動をしていきましょうやというようなことで、今進めているのが現状です。

以上です。

○議長（川崎直文君） 上田君。

○5番（上田 誠君） ありがとうございます。

そこで、その一つ例にとりますと、6,000ぐらいの町でしたかね。公民館の本館というのは1個です。今、本館が1個ある。1個だけ公民館があります。分館というのが各集落にそういうような形を持っています。いろいろ見ますと、そこには公民館主事が2人いらっしゃいました。社会教育の担当の関係であるとか。教育もやっているとおっしゃっていましたが。小さい村なんで。そこは、それからそれぞれの分館もありまして、本館と分館の組織が一体化しています。例えば、そこに4部門あったんかね。本館には。例えば、いろんな部署、社会

そういうようなのがあって、それと同じような形態を分館全部持っています。大体そういう組織形態を持っていました。

行事にしても、先ほどチームが何チームも集まるというのも、全体的なところではその地域、いったら永平寺地区とか松岡地区とか上志比地区だと思うんですが、そこで分館ごとの対抗じゃないんですけれども、結構そこらあたりが地域対抗みたいな形のお膳立てをして、それに全館が参加するというような形をとっています。

それから、その事業体に対してさっきも言ったように200万から400万出しています。それは、その事業体でいろんな活動ができるような形もとっているわけですね。だから、あくまでも聞きますと、分館主義をやっぱりとっているんですわ。本館主義じゃなくて分館主義を徹底してやっているというのがやはり大きな要因じゃないかなというふうに思います。

その分館主義をやる中で、先ほどちょっと紹介しましたように、人づくりと仲間づくり、そして課題探し、政策づくり、そして地域づくり、それを今度は解決に向けたその村でどうするかというのを、やはりその地域で全部ある程度そういうことをやっているわけですね。

だから私思うのは、今後、永平寺町で今、教育委員会の中で社会教育主事をそれぞれ地区の分館1名なんですけど配置していただいて、そのようにやっていこうというときに、ここの質問で3番、4番、5番に書いたんですが、公民館主事が今決まります。そしたら、その館長と公民館主事で目標を設定をして、ことしはどこまでを組織化という言葉はあれですけども、組織をしていくのか。また、そこではどういうカリキュラムで住民の方々に自治意識という言葉はあれですけど、その自分たちの村づくりの一つのかかわり方をレベルアップを図るためのスケジュール表をつくるのかというのは、大きな役割じゃないかなと思うんですが、そこらあたり、私はそう思うんですが、どう思われますかね。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 今、やっと公民館主事で公民館活動を充実させたいということでも今始めたんですけども、なかなかその村づくり、まちづくりというところまで、どのような形で今貢献できるかというのは難しいと思うんですが、現在のところ、館長さんも1人ではなかなか動けない。相談する相手もない。それと、永平寺、上志比にしてみれば、そこに誰もいない。相談する者も。やっぱりここまで来ないといけないとか、いろいろ今まで館長さんにいろいろやろうかということをお話しさせていただいても、なかなか手足となって働いてくれるものもないし、相談できる相手もないというようなことで、今回、公民館主事を置

かせていただきますので、その人と密接な関係を取りながら、自分たちで計画をしていって。

ただ、今、集落の課題とか地域づくりとか、そして旧永平寺地区をどうするんだとか、そこまではなかなか難しいと思います。今、趣味の講座とか、何か今永平寺地区では3人いるんですけれども、館長さん。一つ一つの館ではなかなか今、人も集まってこないし、大きい単位で動き出そうかということで、今動き出そうとしています。そこへ公民館主事を1人入れまして4人体制で、じゃ少しでも人を集めて何か取り組もうかというようなことで、今動き出そうとしているときなので、なかなか議員さん思い描くような集落単位で組織をつくって、それが拡大していって、永平寺地区全体でというような、そういう段階的な組織にはなかなかいかないと思うんですが、今少しずつ仲間をふやしてつくっていこうというような段階です。

○議長（川崎直文君） 上田君。

○5番（上田 誠君） ありがとうございます。

おっしゃるように、今全部そう簡単にいかないというのは当然重々わかりますし。

ただ、私が声を大にして言いたいのは、公民館主事置かれます。その公民館主事さんの役割は何でしょう。要は、どういう役割をするのか。そして、どういう仕事内容があって、例えば私は今年度はそういう組織形態をつくりますよ、来年度は例えばその集落の単位の中で学習会じゃないけども、そういうような出前講座みたいなそんなのを設定を何か所しますよ、またその地区の中でそれぞれの集落の中で、例えば人づくりのための勉強会みたいな、それはなかなか難しいと思うんですが、それをどうしようかというのをやはり目標設定をしてあげる。そして、その地域の地域には先ほど喬木村にあったように出前講座じゃないですけど、全部そこへ持って行ってあげないと、そのところで最初におっしゃったようにすぐ考えてくれといったってなかなか難しいです。ですから、それはやっぱりこちらから出向いて、それにそういうものを設定してやって、やってもらえんやろうかと。例えば、そこで出前講座あるんだけど、一遍来てもらえんやろうとか。それから、実はこんなんでも講師がいて、こうやってやっていて、例えば志比南地区の次は京善と永平寺地区にことは予定して、来年は市野々と予定しているんだけど、そこに行きますからお願いしますねとか。そういうような形でやはり進めていく中から、その地域をどうその中で人づくりをするかというの

を、やはり今度は行政はそのテーブル上でちゃんとスケジュールを組んで、目標設定をして、ここまでというのをやはり持たないとだめだというふうに思うんです。

それは前のときも、ぜひ公民館というのはいかにあるべきかというのはぜひ町でアウトライン、ガイドラインをつくってくださいというふうに言ったと思うんですが、それが私は必要じゃないかと。私の一考えかもしれませんが思いますので、ぜひそこらあたりの人づくりの目標設定、そして仲間づくりの目標設定、そして地域コミュニティづくりの場の創設をどうするのか。その3段階を今度は分館単位ではどうするのか。分館ではこうする。そうして、今おっしゃったように一つの地区ではなかなか大変なので、一つの大きな大会の中で参加者を募って、一つの大きな結果ができたよというような楽しみをもらう。そういうようなちょっと段階的なことが大変僕は必要だと思うので、そこらあたりもぜひ考えていただいて、今後に生かしていただけると思うんですが、そこらあたりの決意じゃないですけども、お考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 公民館主事の役割とかそういうようなことで、こうあるべきだということはなかなか言えないんですけれども、私も先ほど町長が答弁されたように、いろんなイベントとかいろんな集会での活動とか、そういうようなことがあると思うんです。私はその活動自体の成果というよりも、その中に入ってきた人たちがどういうかかわり方をしたとか、それまで行く過程がどんなふうに来たかとか、そういうことが大事だと思うんです。

公民館活動一つにしましても、その中でただ行政からこうやってやった。例えば何かをやって、講師を呼んできて、そこへ人が例えば何十人か集まってきて、ああ、よかった、よかったというのではなくて、そこへ行くまでに公民館長なり公民館主事がどういう計画をして、どうして、それに協力をしてくれる、よし、ボランティアでやるよという、そういう人が何人いて、その人たちがポスターを描くなり何かして行って、そしてその日の当日、お客さんが寄ってきて、その人たちが縁の下の力持ちとしてやって、ああ、よかったなど。その辺の人間関係がやっぱり社会教育づくりじゃないかなと思っています。

文化財にしても、僕は当日に人が来てみんなが喜んだということもいいんですけども、それよりもあこの実行委員の人たちが30名ぐらいおられるんですが、あの人たちがみんなで頑張ってやったなど。いろいろ夜も来て計画を練ってやっ

た。そういう過程、そういう仲間づくり、それが本当の社会教育になるんじゃないかなということなので、余り行政のほうからこれどうや、あれどうやというのはよくないと思っていますし、本当の人づくりにならないと思いますので、館長さん方には何かこういうことをやりたいんやとか、こういう思いがあるんやということがあればどんどん出してくださいと。我々教育委員会全面的にバックアップしますのでということをお話しさせていただいています。

予算等につきましても、こういう事業があるんだとかしたいんだということがあれば言ってくださいと。そこから人を集めていって、みんなでやろうという気持ちになっていただけるとありがたいなということで、これからもそういうような公民館づくり、社会教育づくりをしていきたいなというふうなことを思っています。

○議長（川崎直文君） 上田君。

○5番（上田 誠君） ぜひお願いしたいというふうに思います。

進む過程の中でまたいろんな形で論議させていただければと思いますので、ぜひ公民館主事を選んでいただいて、軌道に乗るように私たちも頑張りたいと思います。

一つだけちょっと。旧永平寺町のときにふるさと学級というのを各集落につくった経緯あったかと思います。それが全部がいいとは言いませんが、結構それのときにはふるさと学級長は区長さんとは違う形で設けて、結構それぞれが活発にやったという経緯もありましたので、またそれも一つの紹介例としておきます。

では、続きでいきます。

2番目です。ネット社会から子どもを守る活動の体制を早急につくってほしいというようなことで上げさせてもらいました。

新聞に、「ネット依存は病気です」、子どもたちの成長を妨げることとか、新聞の切り抜きをし出したらすぐたまるような感じで、結構そういうのが出ています。

それとか、今のネット社会、私どもが知らないところで結構進んでいるよというのも、学校の先生らと時たまお話しすると出ています。それで、そういうことをぜひお願いしたいということで、あえてきょうは取り上げさせていただきました。

子どもたちの携帯電話、今やもうほとんどスマートフォンになっているんですが、インターネットを利用したゲーム機などから、便利さの影に隠れて家族の間

題が指摘されてきています。私も知らなかったんですが、ゲーム機で全部つながってしまっていて、それを境に全部飛び込めると。昔は、僕らのゲームはこんなもんで終わっていたんですが、そうじゃないというのが今の親御さんたちはややもすると知らない。若い人は知っていますけれども、そういう私もちょっと知らなかったびっくりしたぐらいです。

それから、そういう犯罪や事件に巻き込まれる。ツイッターに動画を載せたり、映像を載せることによって、それが犯罪につながってしまう。または、それが自分の犯した罪になってしまうということであるとか、今やLINEとかそういうような形での依存、インターネットによる病気や生活の依存が生活破壊へと進んでいくというようなことで、今や学校や家庭だけでなく、個人じゃないですが、全体として対処していかなあかんというような時代に来ているというふうになっています。

ここにもちょっと書かせていただきましたが、文科省のデータ、全国25年度なんですけど、それが出ています。通話やメールをしている小学生が33.1%、中学校が62%。インターネットの使用状況、1時間より少ないけれどもやっていますよというのが小学校で37.3%、中学校で31.8%。1時間以上やっているよというのが小学校で24%、それから中学校でも49.5%。要はインターネットを利用して毎日のようにやっているのが、何と小学校で61%、中学校になると80%を超えていると。それがデータで出ているという文科省のデータでした。

そして、携帯電話の所有率、小学校は25%ぐらい、中学校は46%、約半分ですね。高校生に至っては98%ぐらいということで、全て持っていますよ。スマートフォンとLAN、無線LANとか「利用している」というのが、中学校やら高校生、「時々利用している」も含めて利用しているというのと、80%以上が利用している。それほどそういうものに現在子どもたちは時間が取られていますね。

先ほどの紹介の中にも出ていた、子どもたちに何が一番悪いかと聞いたら、時間を取られている。子どもたちが考える時間、ある面では一番の弊害は何か。子どもたちが時間がなくなっているというのが最初になりました。当然、それは依存症にもかかわってくるわけですが、それとか文章の中身を見ますと、子どもたちに携帯を取り上げたら、今までにないような顔をして怒り出した。「おまえ、そんなにしたらあかんのでないんか。ちょっとやめよ」と言ったら、目の色が変

わってそういう対応をしてきたといような記事もある。それは氷山の一角かもしれませんが、そういうのもありました。

それで、ネット依存症は病的使用中は51万8,000人、全体から見るとそのうちの、それは何と男性は病的に使っているのは51万8,000人ですが、6.4%が男の人。女性は9.9%がということですから、ネットをやっている依存というか、ちょっとある面ではやらないと気が済まないというのが何と何と300万近くになってまうんやね。その計算で行くと。そういうぐらいの大きな状況にあるということです。

「使用のルールを決めているか」というのを見ましたら、「決めている」というのが53.7%、「特に決めていない」というのが44.7%、「わからない」というのが1.6%ということで、使用のルールも決めていない。半分は決めていないよと。フィルタリングのことやらそんなのは全然親御さん知らないよというのも結構あるというようなデータがあらわれています。

当町におけるその実態は、教育委員会としてどのような形で把握していらっしゃるのかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） この問題につきましては、本当に2年ほど前から、学校関係者ではゆゆしき問題ということで取り組んでいる事案です。実際、私の孫もどうしようもない時期がありました。取り上げて隠しておくと探す。時間を切って貸しておいても「ああ、返すの忘れた」といって夜中までやっていた。それから、こういう事案もありました。「コンビニへ行ってくる」と。このごろ再々コンビニ行くなと思ったんですよね。何かお菓子買いに行くのかなと僕は思っていたんです。Wi-Fiでインターネット入ってゲームができる。そんなところまで今来ています。子どもたち。本当にゆゆしき問題だと思っています。

幸いにしてPTAのほうもこれについては敏感に反応していただきまして、全家庭にアンケート、それから子どもたちも3年生以上だったんですけども、全部アンケートをとりまして、何時間ぐらいやっているとか、持っているとか、家に所有しているのはどのぐらいとか、全部。今、議員さんおっしゃったような、そこまで、全国レベルよりもちょっと低いんですけども、それに匹敵するような割合で、やっぱり本町の子どもたちも持っていますし、実際に行っております。そういうような実態としては把握しております。

それから、全国学力調査のあれの週間の調査でもデータが出てきていますので、

それらも保護者の方には示して、危機意識は持っていただいているつもりでいます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 上田君。

○5番（上田 誠君） 私もいろんな、ちょっとそこらでパソコンを開いてちょっとデータを見るとか、いろんな形で資料を集めますと、本当に私どもが知らないというんか、子どもたちだけの世界で結構動いているなというのが手に取るようにわかってきたので、これはちょっと資料も何もそろえていないんですが、急遽今回やっぱり出さないかなと思います。

というのは、新年度始まりますと、当然今、新入生も入ってきますし、そういう形でぜひそういうのを、一番最初の取っかかりとしてお願いできればなど。

いろんなのをちょっと見ると、e-ネットキャラバンというんで結構、当然PTAの方もよく知ってるでやっていらっしゃると思うんですが、それぞれの中高生向け、小学校向け、大人向けでそういうような形。それから、学校や家庭でそういうガイドラインをつくってやっているというのも、今隣の町、丸岡であるとか、いろんなところで今聞いています。

だから、永平寺町でもそれぞれの学校でそれぞれの対応はしていると思うんですが、教育委員会として、行政として、やはり当然子ども、それから保護者、そして今、子どもを社会的に育てるところの行政も含めて考えていかなあかんと思うんですが、今現在、当然のようにあれですが、教育委員会として町行政としてのガイドラインもしくは指針とかそういうものは今つくっていらっしゃいますか。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 残念ながら教育委員会としてこうあるべきだということはないんですけども、やっぱり学校では結構子どもたちには指導はしているんです。でも、実際に使うのが家へ帰ってですので、やっぱり家庭教育というのは大事かなと思うんで、今、今回11月にありましたPTAの研修会でもこのSNSの問題について、便利な面とそれに対して落とし穴があるよというような話を保護者にしていただいていますので、今、今回も幸いにしてこういう議会の場で言っていると思いますので、やっぱり家庭の保護者が危機感を持っていただいて、きちっとコントロールする。これが一番じゃないかなと思いますので。

我々としても、来年度についてもPTAにも働きかけていきますし、何か機会

があればやっぱり保護者にも訴えかけていかないといけないなというようなことを強く思っています。

○議長（川崎直文君） 上田君。

○5番（上田 誠君） 今、教育長さんおっしゃっていただいた、大変大事なことだろうというふうに思います。

先ほどデータを言いましたけども、親御さんが子どもに対してガイドラインをつくっているというのは半数なんです。ということは、あとの半数は何らそういうことをやっているというの知らない親御さんがほとんどだというのが数字的にあらわれているわけです。

それで、やはりこの前ちょっと先生とお話する機会がありまして話してまいりました。やっぱり学校の先生も、家庭教育のところであるとか、一步学校を出てまうとなかなかそれに対して対応がしにくい。また、学校へ入ってきてもそのとき持ってきたらあかんよというような形でもそれはできるんですが、そこらあたりの連携プレーがまだ、年季が浅いですから、何か踏み込み過ぎるんじゃないとか、また保護者からそれに対して反発がどうなのとか、そこらあたりが結構先生方も悩んでいらっしゃるというような実情が私聞きました。

ですから、これはある面では教育委員会として、ある面ではいろんな国のやり方とかいろんなところのやり方を参考にしながら、やはりガイドラインというんですか。そういうものをつくって、こういう対応をする。または、例えば中学校に入学したときにはそれに対してはこういう指導、学校の先生には、先生はもうずっとやっていますけど、子どもさんにはこう、それから入ってきた親御さんにはそういう形にする。それは中学校というのは、まず数字を見ても半数が持っていますから、ですから小学校でも20%持ちますから、ぜひ節目、節目でそういう機会をぜひ持っていたかないといけないということで、あえて今、3月に向けてお願いしたいと思うんですが、そこらあたりはいかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 私としても、やっぱり教育委員会から制限時間をちゃんとしますとか、10時以降は使ってはいけませんとか、そういうのを出そうかなと思わなくてもなかったんですが、やっぱりこれは余り全ての面で行政主導ではちょっと、やっぱり親御さんが本当に自分の子どものことを考えて、本来ならば自発的にやっていくのがいいと思うんですよね。

そういうようなので、あんまり上からということは思っていたんですが、これ

永平寺町の子どもたちというので、これは全国学調のときにホームページで出して、学力の分野ではこうでしたというようなこと、それから生活習慣ではこうでした。今、ホームページで出ているんですが、これを一部印刷したものです。これの最終ページに「ご家庭へのお願い」ということで入れまして、家庭実践項目の1、テレビ、ゲーム、携帯電話使用の時間を考え、生活のリズムを整えましょう。これ、永平寺町教育委員会から出している家庭向けのパンフレットなんです。その1番目にそういう項目を入れまして、家庭できちっとやってほしいというようなことを訴えているところです。

来年度につきましても、PTAに対しても、やっぱりPTAのほうから申し合わせ事項でもいいんですけども、何かみんなでやっていこうやという、何か方針を出してもらえるとありがたいなということを思っていますので、PTAのほうにも働きかけはしていきたいと思っています。

○議長（川崎直文君） 上田君。

○5番（上田 誠君） ぜひ、その保護者の方とかもお伺いすると、結局お互いがお互いがその領域に踏み込まないというのではないですけども、ちょっと言葉は悪いですけど牽制し合うみたいな形でなっているわけですね。ですから、ぜひともそれは三者集まっていたいただいて、どうするかというのを、教育長がおっしゃったように上からというんでなくて、みんなでどうしようねと。もう社会的な問題なので当永平寺町としてはどうしようね。それは当永平寺町だけじゃなくて、全部よその学校と全部つながっていますから、子ども同士はLINEとかそれにつながっていますから、ですからそれも含めて上の県のほうにはそういう働きをするとか、そういう形でぜひやっていただいて、組織的という言葉はあれですが、ぜひとも広範囲的な形で子どもを守るネットワークをぜひ構築していただきたいと思いましたので、この問題を出させてもらいました。

それでは、3番目にいきます。

3つ目、教育委員会のこの前、これは前から、大津のいじめの問題から教育委員会のどうしたらいいかというような問題が出ました。それで、教育委員会の制度を変えようということで、この前、議会のほうにお示しいただいたのが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正するというので、ポイント1、教育長のことですが、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置をします。ポイント2、教育長のチェック機能の強化と会議の透明化を図ります。そのためです。ポイント3、総合教育会議というのを設けます。ポイント4、教育委員に

関する大綱を首長が策定しますというふうな大きな流れの変革が書いてありました。

それで、私もわからんながらも資料を集めながら考えてみたんですが、現在の教育委員会はそれぞれの自治体、市町、県に置かれているわけですが、これは公立学校の管理、人事、教育の指導とか図書館、公民館、スポーツ施設の管理ですね。教育行政を全部教育委員会でやりましょうというような形です。

それから、行政が教育に果たすべき責任は、それを行うための条件整備などによって教育を支えるということで、あくまでも教育の分野と行政の分野をきちっと分けている。

それには、歴史的な背景があるわけです。これは皆さんよくわかっているというか、それから出てきた範囲なんですけど、1948年、昭和23年に結局終戦になりまして、今までの教育が非常に政治的な、またはそういうような形になったんじゃないかということで、選挙で選ばれた教育委員会、独立性を保つために教育の自主性を守るために教育行政と首長からの独立ということで、別組織をきちっと設けました。歴史的には、その後、昭和31年に公選制が廃止されて、そしてそういう形での今運用のこういう教育委員会ができて、公選から議会の同意を得て首長が選任するという形になっています。

これは、今、いろんな形の資料を見ますと、教育行政というんですか、教育に対してやはり3つの大原則が掲げられた。これは、その教育の今の教育委員会の大きな特徴なわけですが、政治的中立性の確保をやっぱりきちっとしないといけないというのが1点。それから、方針の継続性、安定性の確保。これはやっぱりそういう継続性がないと、例えば今いろんな形で考えが変わったり、行政が変わっていろんなことをすると、それにぱっところころと変わるんでは困るということで、方針の継続性、安定性の確保。子どもたちの教育も考えてですけども。それから3つ目、地域の人たちの参加で住民の意向が反映できるようにということで、教育委員会は別組織ができたわけです。

それがいろんな運用の中で、いじめが進む中で先般の大津市のいじめの問題の中で、ある面では教育委員会や教育長の立場、責任はどこにあるのというような形でのいろんな形になって、それは論議に至って今回の改正につながったように思っています。

今回の大きな流れの中で、ここにもありましたように、4つの大きな変革があるんですが、まず1つです。教育委員長をなくして、首長の任命の教育長ができ

ますよと。これは、この図から見ても、今までは教育委員を議会の同意を得て選任して、教育委員を行政とはかけ離れたところで選任をしました。その中で、当然組織ですから委員長を置いて、その委員長のもとにその運営に当たる。その運営に当たって、当然予算権等は行政が持っていますからそれはありますけれども、それで行政のほうのプロというんじゃないですが、その橋渡しのために常勤で教育長を置く。その教育長のもとの指揮下のもとで行政の職員がその実務に当たるといような形態をとっているわけです。あくまでも教育委員会、要は教育の方向をある面ではそれできちっとやっているわけですが、今回は教育長と教育委員長が同じ人で、首長がその選任をする。議会の同意も当然必要ですけど。そういう形になると、今までの行政が全部それを握るという形になってくるわけですね。それはなぜかという、教育長の罷免権があるんですね。首長は罷免権を持っています。それとか、その後にも出てくるんですが、総合教育会議というのを設置できます。その総合教育会議というのは、教育委員会の今までの委員会と違って、首長もそれを招集もできますし、その教育会議の中にはある面ではいろんな委員以外の人も入れて協議をすることもできるし、そして最終的にもう一つあるんですが、自治体の教育政策の大もととなる大綱ですね。それも決定する権限は首長が持つということです。そうやって、なおかつ先ほど言いましたように罷免権も持つ。それから任命権ももつ。そういう形になっています。

だから、そういうことから考えると、先ほどの大前提でありました大原則の中立性というんですか。そういう面はどのようになるのでしょうかということです。まず1問目。どうでしょう。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 非常に難しい問題でございますが、今回の法律改正につきましては、先ほど議員仰せのとおり、いろいろ課題もありまして検討したわけでございますが、まず、今回の改正につきましては、教育の今言いましたように政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、要するに今までの教育長と教育委員長が2本いるというような複雑なわかり方を明確にするというようなこと。それから、迅速な危機管理体制の構築と首長との連携の強化を図ることを明確にすることが今回の法律改正の趣旨でございます。

ですから、本町においては従来どおり、今までどおり首長と教育委員会が連携した対応を継続していくというような形になるかなというふうに思います。

また、政治的な中立性ももう当然保たれると。教科書の採択やら教職員の人事を含め、最終的な執行権は教育委員会にありますので、なかなか首長が権限を入るというようなことはないものというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 上田君。

○5番（上田 誠君） 押し問答しても一緒なんであれなんですが。

先ほど言いましたように、責任はどこにあるのと。執行権は教育委員会が持っていますし、最終的には僕は教育委員会が責任があるというふうに思っています。それはあえて教育長と教育委員長、教育長というのはその決めた、教育委員会で決めた内容、要は教育方針について行政の中の執行側としてその役目を果たして、教育長があって、その教育長の指揮下のもとに行政の職員がそれを遂行するというような立場、事務局的な立場をとっているわけですね。その頭が教育長であって、あくまでも教育行政の教育の方針というのについては、教育委員会が持つ。

今まではそれが全部持っていたんですが、今回の話によると、首長の権限なり責任を明確にするというんですが、私から言わずとそれがかえって首長のほうもその権限みたいなものを持つし、教育長は教育委員会の責任も持っているわけですから、かえってそれが不明確になるような感じになるんですが、それよりも今までどおり教育委員会が歴然と責任を持つ。ただ、その運用上の中で今までの中でいろんな、言葉は悪いですが、教育委員会が形骸化しているという言葉は悪いですが、月一回の短時間での会議でやっていく。また、その会議の内容が余りにもはっきりしないとか、そういうようなところの中から今そういう問題が生じただけであって、きちっとした今までの教育委員会の教育行政における責任は、従来のとおりやっていくほうがかえってきちっと明確化しているというふうに思うんですが、そういう考えはだめなんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） あくまでもこの法律では、今までの教育長及び教育委員長が2人いると。その教育委員会の中に2人がいるのはなかなか責任体制が明確じゃないという中から、今回の法律改正で教育行政を一本化しようということがねらいの法律改正というふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 上田君。

○5番（上田 誠君） 押し問答になりますのでこれくらいにしますが、責任はあく

までも教育委員会が持つのであれば教育長が持っていればいいことであって、あくまで教育長というのはその教育委員会で決まった内容、教育長のもとで教育委員会で決めた内容について、行政の中でどう執行していくか、執行側に立ってそれを遂行する。また、その予算も含めていろんなその中で教育長がそれを実務に当たっていく。当然、教育長はその教育委員会の一員としてなっておりますし、その委員の中から互選で教育長を選んでいるわけですから、そういう意味から考えると、私の発想でいくとかえってそのほうが危うくなるんじゃないかなというふうに思います。

まず2点目です。

大綱。これが権限は首長が持っています。今までは首長じゃなくて教育委員会が全部その大綱をやってきたんですね。その中の言葉の中に、例えばこの大綱は教育振興基本計画、そういう方針を参酌して決めるんですよというふうな条項が盛り込まれているわけですね。前はそんなのなかったんじゃないかなと思うんですが。

その参酌してそれを決めるというのは、ある面ではそういうものが、先ほど言いましたように、教育行政の3つの大原則から考えると、そういうものを基準にして決めなきゃいけないというのであれば、ちょっとそこらあたりはそれに偏ったことになれば問題ができるというのが1点。

それから、先ほど言いましたように総合教育会議の設置ですが、これは首長が招集して教育委員会とその中で招集できるわけですね。ということは、極端なことを言いますと、教育委員会で決めた内容が教育会議の設置の中でもう一遍会議するわけですね。その中には、首長の意向が当然入ってきます。そうなったときに、今言ったさっきの、あくまでも3つの大原則なんですけど、これを堅持しようと思うと、組織の決め事が2つで教育委員会という。その教育委員会は、総合教育会議のもとで決めたことにしてやるのかというようなことを考えると、先ほど言いました大3原則からいっても非常に問題が生じるのではないかというのと。

先ほど言いましたように、大綱の権限は首長にありますから、その大綱も先ほど言いました総合教育会議の中で決めるんです。その権限は首長が持っているんです。そうなってくると、今ほど言いましたいろんな形での首長、先ほど言いました中立性、それからいろんな継続性とかそういうものが、例えば首長がかわったら首長の考えによってそれが変わる可能性もあるわけですね。だから、そうい

う面から考えると非常に問題がある。

当永平寺町としては、今後は同じ教育行政の中で、首長と教育長の中でどういうふうにしていくのか。法律的にそうするのであれば、その総合教育会議のこともかそういうものはどんなふうに解釈するというのか、考えていらっしゃるのか再度お聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） いろいろ質問がありましたので、ちょっと順番違っても申しわけございません。

まず、教育基本法の第17条の規定を、方針を参酌するということですが、この17条といえますのは、国の教育基本法に明記された大きな方向性を参考にすることが大綱をつくる時に方向性、国の教育振興基本計画ですか。これを方向性と参考にすることが望ましいということから、参酌するということが明記されたというふうに考えております。

それから、総合教育関係のご質問でございますが、総合教育会議というのは確かに首長が招集するというような形になりますが、これは首長、町長と教育委員会が対等な執行機関同士の協議の場及び調整の場というようなことに位置づけられております。決定機関ではございません。審議機関、諮問機関でもございません。したがって、教育委員会は従来とおり執行機関として役割を果たしており、独立性、中立性が保たれるという形になるかと思っております。

それから、大綱でございますが、確かに大綱につきましては、首長が策定するというようなことが書いてございます。首長は、町長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管に関する予算の編成や執行、それから条例の提案など重要な役割の権限は町長にございます。また、近年、教育行政においては福祉やら地域振興などの一般行政との密接な連携も必要となってきたというふうに思っております。

これらを踏まえまして、地域住民の意向をより一層に反映と地方公共団体における教育、学術及び文化振興に係る総合施策の推進を図るために大綱を首長が作成するというふうに法律としてなっております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 上田君。時間がありませんので。

○5番（上田 誠君） ほんならもう最後で1個だけ。

先ほど言いました、先ほどの予算を持っていますということで、一つの例。大

阪の橋下首長が予算を盾にいろんなごり押しをしたというのもあります。

それから大綱のところですが、これについても、例えば参酌をするということに関しては、今までの事例、過去の事例からいくと、その方針にのっとってやるというようなことがあります。

それから、先ほどもう一つ何でしたっけね。独立性ですね。首長の独立性。これは先ほど言いましたようにいろいろありますが、罷免権を持っているんですね。だから、言うことを聞かなかったらやめさせることができるんですよ。そういうことを考えると、果たしてそれが全部、今説明いただいたのがそのまんまできるかたという非常に疑問だということを申しつけて、私の質問を終わりたい。

ぜひ。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 私、前議会でしたか、前々議会でも申し上げましたとおり、やはり教育にそういった政治とか、そういういろいろなものが介入するのはよくないと考えております。

いつも教育長にも申し上げます。教育委員会にも申し上げますのが、教育委員会を尊重して、本当に子どもたちのことを考えてくださいという旨はいつも伝えております。

ただ、今、大綱のところ、地域の実情であったり、これから地域と学校の連携であったり、そういったことに対しましては、新しいこういった権限をいただきましたので、しっかりとそういった部分におきましては連携をとっていきたいと思っております。

ただ、本当に教育委員会は尊重してまいりたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 質問時間が経過しておりますので、終了してください。

○5番（上田 誠君） ぜひ開示を。内容の開示をぜひやっていただきたいというふうに思いますね。よろしくをお願いします。

（「時間を守らなあかん」と呼ぶ者あり）

○5番（上田 誠君） 以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

3時10分から再開いたします。

（午後 2時58分 休憩）

(午後 3時10分 再開)

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、9番、金元君の質問を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は、町政上の課題等について、幾つかの点で質問をしていきたいと考えています。

通告させていただきましたのは、1つは福祉関係委託事業の実施内容を町はつかんでいるのか。

2つ目は、永寿苑の活用をとということですが、上志比、永平寺の老人センターとしてはどうか。こういうことも提案、ちょっと数字から見て提案したいと思います。

3つ目、本町の教育委員会をどうしようとしているのか。上田議員と随分重なるんですが、こつこつと質問していきたいと思います。

4つ目には、住み続けられる地域とTPPということで質問を準備しました。

まず第1ですが、福祉関係委託事業の実施内容を町はつかんでいるのかということ。

本町は、高齢者福祉事業の多くを社会福祉協議会など民間の事業所に、事業所の運営を初め事業委託しています。また、これらの事業はその個々の事業の中から利用高齢者の生活実態の見える場所でもあると私は考えています。本町は、多くの事業を委託しておりますけれども、それら個々の事業の目的、またそのねらい、それら当初のとおりなし得ているのかどうか。これらの点検はきちんとやられているのか。また、これら各種事業の利用の中から見える高齢者の生活や身体の状態、また介護者の状況にこそ町は関心を持つべきだと私は思っているところであります。

例えば、すこやか介護用品支給事業といいますと、簡単にはおむつの支給事業等でありましてけれども、一見単純な事業と思えても、私はこの事業実施の中で見えるものこそ町ではつかんでいるのかと聞きたいと思うんです。

また、事業実施者に対してそれら、やはり異変も含めたいろんな状況の報告は求めているのか。各種委託事業についてどんな状況なんでしょうか。少なくとも事務報告を見ている限りではその辺がなかなか見えてこないで、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの福祉関係事業の委託でございますけれども、本町におきましては在宅福祉のみならず、いわゆる障がいを持つ方のための心身障がい者の福祉事業、また今ほど言いました老人福祉事業、老人福祉施設事業、これは指定管理者等も含めてございます。それと、保健衛生事業とか、あと各種検診等いわゆる予防事業といったものにつきまして、それぞれ委託をさせているというのが実態でございます。

この委託につきましては、当然支給決定とかそういったものにつきましては、町のほうで支給決定をし、そして事業実施については委託しているといった状況でございます。

今ほどおっしゃいました在宅福祉事業の中で、例えば特に需要が多いのはすこやか介護用品支給事業、また外出支援サービス事業といったものがございます。こうしたものも、支給決定につきましては町で行い、事業を委託しているという状況でございます。

今ほど高齢者の実態は見えているのかといったことでございますけれども、当然支給に当たりまして、いわゆるその方の年齢、住所は当然ですけれども、年齢、また要介護度といったものを申請の中に書いていただいております。

これは以前の話でございますけれども、実はすこやか介護用品とか外出支援サービスを受けたいがために、介護認定を受けていたという事例がございます。それはその当時、要綱であくまで介護認定を持っていなければこういった事業を受けられないというふうな状況でございました。しかしながら、いわゆる介護認定者のうちデイサービス等の介護サービスを受けていない人がかなり見られたという現状の中で、なぜかとなりますとそういった今の在宅福祉サービスを受けたいがために介護認定を受けていたということがございました。このために、町としてはいわゆる75歳以上の方について介護認定を受けなくてもこうしたサービスを受けられるようにというふうなこともしてございます。

今ほど言いましたように、申請そのものについてご本人もしくは家族からいただいた上で、町で支給決定をしておりますので、ある程度高齢者の実態というものについては町としてつかんでいるというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 75歳以上の人に介護認定は別として、福祉事業としている

いろサービスを実施するというのは、私はそれはいいことやと思っています。と同時に、町で支給開始かどうかを判断するわけですから、そこで一定程度はつかめる。それも当然だと思っています。

ただ、それ以後の問題で、やっぱりじっくり見ていく点、つかめる点もあるんじゃないかと思うので、その辺をちょっと進めたいと思うんですが。

実は、現在の介護保険では既に特養などの介護保険の施設には、国民年金の生活者などの普通の人はなかなか入れない状況が実際負担の問題であるわけですね。そのため、最近でも介護離職者というのが年に10万人以上、十数万人とも言われています。また、介護にまつわる悲惨な事件も数多く起こっているところでもありますね。そんな状況が実際あるわけです。

本町では、介護者について、特に介護認定されている人は割と入ってくるんですが、それでも介護する人たち、介護者について一部支援を始めておりますけれども、多くはその介護者、介護をする人たちですね。自宅で。在宅で。年に1回か2回の介護者の慰労会にも多くの人が出てこない。出てこれない。出てくることはなくて、実態としてそれら町内の多くの介護者の置かれている生活や精神的な状況をつかめているわけではないという。支援もできていない。これは全国的にも大きな課題ですけども、そういう実態があります。

また、町としての支援の福祉事業も行っているものの、多くは町職員の手によって行われているわけではまたありません。また、業者等に委託はしているものの、実施事業の中から見えてくる利用者の生活の実態、介護者の状況なども私はやっぱり事細かにつかんでいく必要があるんじゃないか。やっぱりちょっとした変化も含めてつかんでいく。支給開始決定だけではなしに、ぜひそこまで思いを馳せてほしいなと思うところです。

介護保険の実態が実態だけに、これらを意識的につかむことは今は大事な課題になっているし、そこから町の大きな課題も見えてくると私は思っているところです。

また、委託業者との関係では、実施事業の趣旨、目的が達せられているかどうか町としてしっかりつかむ必要があると私は思っているんです。実際どうなのか。また、どう考えているのか。私は、一定状況は見えていると。それは当然で、全然見えていなかったら大変なんですけども、さらに事業を進める中でつかんでくる制度、体制をどうとっていか。それについてどうお考えなんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどのご質問でございます。いわゆる介護する人、町内の介護する人の実態が見えているのかと申しますと、正直申しまして私ども現在におきましては、その介護する方、老老世帯であるとか、そういったものについては多少はつかんでいるつもりでございますけれども、今その世帯の中でどういった生活状況に置かれているのか、また、例えば介護することによって仕事をやめざるを得ない状況にあるのかといったことまでは、正直言ってつかんでいない状況でございます。

いわゆるひとり暮らし高齢者とか老老世帯といった方につきましては、どちらかといえば民生委員さんなり、また社会福祉協議会の在宅介護支援センターとか、そういったところをお願いしているところがございますけれども、正直申しまして、済みません。町としてその中身というところはつかんでいないというのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 実は、僕はそれは率直なところだと思います。私は、町が支援し、いわゆるいろんな事業で自宅に出向いたりしているわけですから、この財産こそやはり有効に活用する。まさにそれを町の本当の意味での財産にすべきでないか。僕は大事やと思うんですね。町がそういうすごくいいことをやっている。福祉事業なんかでやられている、それはすごくいいことなんですから、それを本当の財産にするためのいろんな活用方法を考えると、さらに一步飛躍できるんじゃないか。そこから課題も見えてくると私は思っています。

特に私が言いたいのは、社会福祉協議会との関係では、これは上坂議員もちょっと触れていたんですが、社会福祉協議会のできた経過やこれまでの町との関係から、社会福祉協議会イコール行政と見られる面もないわけではないんですね。全く町とは切り離されているとは誰も思っていないと思うんです。

また、最も町のいろんなそういう福祉事業や介護保険も含めて委託事業、また施設管理の運営委託が多い。これが社協でもあるわけですから、委託事業のここについて、その実施状況やその実施から見えてくる高齢者の生活や状況、介護者の精神状態までしっかりつかむために、定期的な協議、これを行う必要があると私は思っています。

そういう意味では、定期協議が行われているのか。もし行われていないんなら、どうしていくつもりなのか。そういうことを活用する中で、これは我々以前議会全員で長野県の佐久穂町、八千代村と佐久町ですか。視察に行ったことがあります

すけれども、ここらでは個々人、ちょっと大変な人については町、行政と医療機関、保健師、介護関係の関係者、寄り添って1件1件について対応を協議する。そういうこともやっていたそうです。

だから、そういうことができるようになる条件を持ちながら、なかなかできていない。行政、さっき言ったようになかなかつかみ切れていないというのはそういうところにあると思うんで、そこへ一歩踏み出すことが今大事だと思うんですね。

そして、特に先ほど言いましたように社協との関係では、いろんな委託事業があります。社協の経営の問題にいろいろ絡めと言っているわけじゃないんですよ。町が委託している事業が目的どおりやられているか。と同時に、そこでつかんでいる個々の高齢者や、障がい者も含めて、そういう生活実態。介護の問題では、介護する人たちの状況をどうつかんでくるかというのも、これも大変なんですけど。大変なんですというのは、ただでさえヘルパーさん忙しくて時間がない。要するにサービスに行っている時間が少なくなれば、自分の手もとに入ってくるお金も少なくなる。こんな状況。安い労賃で働いているのがヘルパーさんですけども、それでも何とかそういう体制を整えて、そこから何か気がついたことを報告してもらおう体制をとれないか。つくれないか。これが今本当に在宅で介護なんか頑張っていく、また障がい者を見ていく。

特に障がい者の問題でいうと、扶養されているとちょっと自立支援の関係で大変なこともありますので、家を出てやっぱり自立されて生活している人たちがいます。そういう実態をどう見てくるのかと。行政に周知をさせるのかというのが大事やと思うので、その辺どう考えているのか。

また、どうしていこうと考えているのかも含めて答弁願います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 現在、社協と申しますよりも地域包括支援センター等につきましては、毎月定期的に話し合いの場を持たせていただいております。

ただ、正直申しまして社会福祉協議会との定期的なものというのは現在持ってございません。

ただ、今後、今、いわゆるそういった介護の実態をつかむといった部分におきましても、踏み込んだところまで今これからやっていかなきゃいけないと思っ

ているんですけれども、まずちょっと、まずは社協さんと町との話し合いの場を今後持っていきたいというふうには思っています。

ただ、今、社会福祉協議会さんのほうでは、いわゆる介護を持ってなる人についてはケアマネジャーという人がついてございます。また、社会福祉協議会の中に地域福祉課という課がございまして。こちらのほうには、いわゆる生活困窮者とかそういった方々の相談という形が結構多く来てございます。いわゆる特殊と言ったらちょっと大げさですけども、難しい案件等については、いわゆる個別ケース会議等を設けて話し合いの場を持たせていただいているのが現状です。ただ、全てのケースで話をしているというものではございません。

今ほど議員ご指摘のあったように、ケアマネジャーとか、またそういった配食サービス等におきまして、いわゆるこの家庭がこうなっているとかがいった情報があった場合には、今後、少しずつその協議の場をふやして行って、1件でも多くの家庭の状況を把握していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 実は今度の雪の関係、特に四国の山間部で交通が途絶えて、倒木等によって電気まで途絶える。そういう中で、高齢者って意外と火事を出すのが怖いのでからIHにかえると。そういう中で、電話の通話についてはちょっと別にしても、暖もとれない状況もやっぱり生まれている。

これらの状況なんかも、本来はつかめて、各村なんかでは要救助者というんですかね。そういう意味でつかんでいるのかもしれないけれども、なかなかそれなんかもつかめていないとなると、どういう生活をしているかわからない。途絶えてしまう中ではあったわけですね。

本町ではそんな山奥とか、地形的な条件から大変なことはないかもしれませんが、でもそれらも含めてやっぱりきちっとつかんでおく。そんな体制をやっぱりきちっと整えておくことは大事なんではないかなと思うんですね。そんなときにいろんなやっぱり生活支援している、そういう手というのは必ず町の財産になる。それが一人一人の命を守ることにもつながるといこともあり得ると思うので、ぜひそこは考えてほしいと思います。

私、すごく普通の提案をしているつもりでいるんですが、課題としては非常にやっぱり大変な面もあると思うんですね。話聞いていて、町長はどう思いますか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この福祉事業だけでなく、全ての事業がそうやって、そういう事業とか委託している事業がどのような実態になっているのか。その事業の

中から何か新しいことを見つけ、本当の課題といたしますか、そういったことを見つけて次に対処するとか、またその新しい形で事業を展開していくとか、そういったことが本当に大切で、私もそのように思っています。

もちろん今、社協との定期的な協議の場、これも当然のことだと思いますので、しっかりと現場の声というものを、福祉に限らず全て現場の声というものを大切に町政に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 現場の声をつかむ。町長は個々の福祉の個々の人々の状況までなかなかつかめてえんとは思いますが。

僕は今回、一般質問の中でわかったことで、例えば税務課。税務課長あっちにいる。若手の職員を動員して、やっぱりなかなか税金を納め切れない人のところに出向いたと。130件ぐらい回ったって言われましたっけ。115件ですか。僕はすごくそれは、これまでもずっと言い続けてきましたけども、いいことやと思うんですね。そういう中からやっぱり実は行った中での生活実態をどうつかんでくるか。当然、それがコスト意識にもつながる。町職員の資質の向上にすごくつながると思うんですね。そこは非常に評価するところです。

そういうことも含めて、いろんな分野で町民との接点の事業を行っている、それそのものが町の財産ですから、生かすように考えていただきたいと思えます。

別にさらにこれからやっていこうということで提案しているつもりでいますので、その辺はぜひお酌み取りをお願いしたいと思います。

2つ目の質問に進みます。

永寿苑ですが、上志比、永平寺の老人センターとしてはどうかという提案です。

上志比の温泉が開業してもとのCAMU湯、上志比の老人センターは利用が事務報告では1日五、六人程度と、以前の10分の1以下になっている状況が、事務報告の数字からも見てとれるところであります。一方、永平寺の飯島にある永寿苑の利用者も、それほど多くない状況が続いています。

上志比では、温泉の開業後、一時上志比の老人センターはどうなるのかという心配と、温泉から上がった後ゆっくりできないなどの話も随分出されております。

そこで、公共施設の有効利用としても、バスと足の確保でこれを活用してはどうかと。現在の双方の利用状況を見て率直に私は思うんですけども、その辺いかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 永寿苑は永平寺町の飯島にございます。今、上志比の老人センターは松風苑ということで、もともとCAMU湯に併設されて。松風苑、マツカゼエンと書いてショウフウエンというのが正式名称でございます。

こちらの老人センターでございますけれども、今ほどおっしゃったとおり、少ない日で利用者数は2名、多いときでも実際10名弱といったのが現状でございます。禅の里の温泉ができたことによりまして、一応コミュニティバスの発着地点ということで、今のCAMU湯のところから実際禅の里も行ってますけれども、こうした利用は正直言ってまずほとんどないというのが現状でございます。

今ほど言いました永寿苑の老人センターをとということでございますけれども、実際今、公共施設の再編という中でその利用方法のあり方について検討している中でございます。ただ、ちょっとだけ気になっておりますのは、やはり利用者のもととずっと利用していた施設から移るということに対する抵抗とか、もう一つ言えますのは、例えば翠荘から禅の里までバスを出しているんですけども、なかなか利用者がいないといったのもございます。

バスにつきましては、今後どう利用していくかというのはあると思うんですけども、一番いいのは本当に今おっしゃったように利用者の方が利用していただけるとありがたいなと思いますけれども、やはり一番その方、利用される方の気持ちの持ち方もございますし、今後の公共施設の再編の中でこういったことにつきましては話し合いをさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 利用する人たちの心情の問題もありますし、現実的にはそういう面があると思います。

ただ、CAMU湯、永平寺に温泉が、旧町区別に、行政区別にできるということはないと私は思っています。だから、ある意味CAMU湯に皆さん来てくださいということですね。だから、CAMU湯に集めるだけでなしに、上志比の人も地域横断的に、松岡も含めてですが、やっぱり行き来することも考えた公共施設の再編というのも大事なかなと思うところです。この分野では。

といたしますのも、温泉の建設の過程で、これはこれまでも私は言っていますけれども、温泉の運営経費はCAMU湯と常に比較されて示されてきました。当然、温泉開業と同時にCAMU湯について町の運営からは離れるものだと私は思っていました。現実にはそうはなっていなかったわけですね。

いずれにしても、早晚この施設そのものの運営をどこかに任せるという話がないわけではないと思います。となれば、上志比の老人センターはどうなるのかということも課題になるわけですから、こういう示し方をしてきたこともあって、できたら多くの人にやっぱり町の施設を利用してもらいたいんで、そこは何かいろいろ考えられないか。やっぱり利用している人たちの心情を害さないようにというんですかね。ここならゆっくりできますよということも含めて提案できればいいと思うんですね。

ただ、道の駅の県がつくる情報館というんですかね。そこなんか畳にしてゆっくりできるようなスペースがとれば別ですよ。今、CAMU湯は狭いですから。そんな活用の方法ができればいいかもしれないですが、そういうことがないとすると本当にゆっくりとできる施設、あそこに行けばできますよという宣伝も含めて町はしていったいいんじゃないかなと私は思っています。これはそういう提案です。ひとつそういうことを考えているやつもいるんかなという程度で聞いてほしいと思います。

では、3つ目の質問にいきます。ちょっと早過ぎますか。

本町の教育委員会をどうしようというのかということですね。ちょっと通告では本町の教育委員会をどうしていくのかということですが、どうしようというのかということに。ちょっと上田さんと大分重なるところがあるかと思うんですが。

正式名称は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ということで、地方教育行政法と言われています。この改定は、国会で行われてきているところですが、この改定というのは2011年大津市でのいじめ自殺の隠蔽で、当時教育委員会の対応が国民的に批判されたといえますか、強い批判を招いたことから、これに目をつけた安倍内閣が教育行政の責任を明確にするということで、当初は教育委員会の廃止に問題をすりかえて進めたと言われています。

ところが、中央教育審議会でも一口に教育委員会と言っても都道府県から政令市、市町村とさまざまでありましたが、それを一律に考え論議を進めてもいいものかということで、等の意見が出されたそうです。また、国会審議の中でも下村文科相は、「多くの教委はうまくいっていると聞いているし、私もそう思う」と答弁しているようであります。

となると、ある意味約半世紀ぶりに教育委員会制度が変わるという新たな法律のもとで、教育委員会をどのようにしたいと考えているのか。先ほど一定答弁もあったんですが、一つだけ。

教育長は首長の任命ということになりますが、教育長は教育委員会の中で互選されるわけではないんですか。どういう形で決まっていくのかということも含めて答弁願います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 従来の法律では、教育委員に任命していただいて、教育委員会の中で互選していくということです。

ただ、これから、今残任期間ということで、残任期間は変わっていかないという附則がついているんですけども、新しい制度改革では首長が教育長を任命すると。議会の承認を得るということになってくると思います。委員会では議決されません。教育委員会のほうでは。そういうことになるとは思いますけれども。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 本当は教育委員会をどのようにしていきたいと考えているのかも一緒に答弁願いたかったんですが、まあいいです。

当初は教育委員会の廃止を目指していたものの、いわゆるこれは保守層も含めて広範な人々からの批判の声の中で、結局、教育委員会制度が残されることになったんですね。

一方で、首長の関与を強めるような法が強引に成立されてきたということなんです。特に、この面でいうと大阪の橋下知事、いわゆる教育行政に圧力をかけてきたと。それを教育委員会がはねのけたんですね。そういう経過もあって、これはまずいと思って教育委員会をなくしてしまうという方向を、本来はいじめ事件とはいいながら、実際はそっちのほうに重きを置いている改定のように私は思っています。

ただ、教育委員会制度がここに来て残された意味というのはどうお考えでしょうか。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） やはり先ほども話題になりましたように、教育というのは普遍的なものもありますし、やっぱり政治に左右されてはいけない。そういうようなこともありますので、やはり委員会の方々の意見を十分尊重して、やっぱりそういう意見をもとに教育行政がなされるべきじゃないかなと思いますので、教育委員会は残すべきだと私も思っております。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） ただ、今回の改定をわかりやすく示しますと、ここにも書い

てあるとおりですが、首長任命の新教育長、2つ目には首長の教育大綱制定権、3つ目には総合教育会議。首長と教育委員会との協議会ですね。協議の場という新しい仕組みが加わりました。

しかし、制度を残したということは、教育委員の集まりである教育委員会が最終案を、ここもQ&Aを見ていくとちょっと濁してあるところがあるんですが、先ほど上田さんとのやりとりの中でも出てきましたが、教育委員の集まりである教育委員会が最高意思決定機関である建前に変更はないようです。だから、これはそうである以上、首長の権限強化とは言われているんですが、オールマイティ、首長の権限はオールマイティではないと。教育委員会がうんと言わなかったら、そのことについては首長は触れることができない。教育委員会の決定が優先するという内容みたいですね。

私はそう思っているんですが、その辺、そういう考えでいいんですかね。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 今、議員仰せのとおり、あくまでも教育委員会は執行機関でございますので、それが今の議員仰せのとおりだというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 教育委員会で首長がこうしてほしいと言ったことについて、うんてみんなで決めなかったことについては、教育委員会の決定が優先するということで私もとらえています。

ただ、今回、首長の権限強化のねらいはどこにあるのかという点で、やっぱり先ほどの上田議員とのやりとりの中では、本町の教育委員会は今までどおりだということを、僕はそれで結構だと思うんですね。ただ、今回、50年ぶりの教育委員会制度の変更というんですか、改定になるので、その辺をちょっと見たいと思うんですが。

法改正について、国はことしの7月に通知というものをしています。文科省初等・中等教育局長名で、7月17日付で通知を出しています。法の一部を改正する法律についてという内容です。

1つは、通知は「改定後においても教育委員会は合議制の執行機関であるため、多数決による」と。つまり、教育行政の最高意思決定機関、これは今確認したところですね。

2つ目は、教育委員会制度が戦後なぜできてきたのかということでの問題です

けれども、3つの根本方針、これも触れていましたけど、どうも見ていると、いわゆる改定後においても変わらないのは、中央集権でなく地方分権であること。2つ目は民意の反映。レイマンコントロールと言っていますね。レイマンでどうということかという、いわゆる素人の集団ということですね。以前は教育委員会制度ができたころは公選、それも教育関係者は入れないという制度でしたよね。それをそれではちょっと大変だというので、教育関係者が参加できるように変わっていくわけですが、公選制もなくされたのは先ほど上田議員の質問でも出ていました。それと、一般行政からの独立。これも変わらないということが通知の中で出ていますよね。

ただ、今回の改定には2つの課題があるのではないかと私は思います。つまり、1つは教育委員会制度が残されたことから、住民の悩みや要求を吸い上げて活動する住民自治の機関として活性化させる必要があると思うんですね。これは通知の中でも随分詳しく書いてあって、教育委員が直接住民の要求をつかみ、行政をチェックするよという点で、住民の声を直接聞くという点では、国の通知でも次のように取り上げられているということです。

教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を反映するためには、教育委員会の現状に関する調査の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、校長会や意見交換の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であること。もう一つ、会議の公開についても触れられています。そういう意味では、会議の透明化というのも通知にあって、原則として会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められる。

教育委員会会議の開催時間や場所等の運営上の工夫を行うことにより、教育委員会会議をより多くの住民が傍聴できるようにすることが望ましいということになっているんですが、この2つの取り組みの問題についてはどうお考えでしょう。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 民意を反映させるという意味では、今、教育委員さんの意見を尊重するというようなことで、レイマンコントロールについても今、栗田先生と松倉委員さんと2人、あとは教員ですけどね。そういうような意味でも教員以外の人意見を十分教育委員会の中に反映していくというようなことになっていきますし、制度改革になって首長の権限が強まっていくんですけども、やっぱり我々としてはそういう方の意見を十分に反映した教育行政を進めていかない

といけないというふうなことを思います。

それから、公開につきましては、例年、例えば今ですと27年度の教育方針とか、学校教育に対する方針とか、生涯教育にわたる方針とか、全部毎年つくっていますので、そういうようなことについては十分公開しながら、それ大綱をつくるというようなこともあるんですけども、大綱にあわせて26年度の教育方針等についても公開しながら、皆さんからいろいろご意見をお伺いして今後も進めていきたいなというふうなことを思っています。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） この通知にある、いわゆる住民の要求どう具体的につかんでいくか。そういうことで幾つかアンケートの実施と公聴会や意見交換の開催とか、所管施設を直接見て回る。そういう言っていることはやられていると思うんですが、より今回は強調されていて、今度の大きな課題である教育委員会がこれまでは形骸化していたんではないかという言われ方もしてきました。これらに対して具体的にやっぱり示されてきた内容というのは大事な内容、意味を含んでいると私は思っています。

それに、特に会議の公開、会議の透明化ということでホームページの利用とか、傍聴ができるようにすることが望ましいとかいう提起、提案というのは、なかなかある意味一步も二歩も踏み込んだ内容だと私は思うんですね。それをどうしていってもらえるかということでは、もう既に考えられているのかということのを具体的にわかりやすく聞きたいということなんですけれども。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 当然、今後、ここにも書いてございますとおり、会議録の作成、当然今もしておりますが、それをホームページ上を利用して公開しなさいというようなことがあることから、やはり今後は会議録をホームページ上で公開していくべきではないかなと。また公開していきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今、新たな具体的な提案があるので、それはそれで進めてほしいと思います。

ただ、今度のそういう積極的な意味の中に大きくいえばやっぱり首長の介入と言われる、そういう権限も強引にやればできるということになるわけですから、教育委員会の独立性、自主性を奪うねらいとしての今度の3つの位置づけをどう

考えているかというのも首長にちょっと、町長に少し聞きたいんですが。

大綱は誰がつくるのか。単純に言えば、首長は勝手につくれるのかですね。簡単な言い方です。

2つ目は、総合教育会議の位置づけは。先ほども協議とかいう話がありました。調整の場ということで聞いていますが、もし一致しなかったらどうなるのか。そこだけちょっとお聞きしたいですね。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 大綱は誰がつくるのかというところですが、私が提案いたしました。教育総合会議において協議し決定することになっております。

そして、総合教育会議の位置づけはということですが、私と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけになっております。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 何かもっと熱く語っていただけるんかと思ったけど、割と淡泊で。論議にならないなというところですよ。

ただ、現在でも教育長については県の教育委員会の承認事項ですよ。もうないんですか。そうか。結構それが話題になったことがあったんですが、自主性がないやないかという話になった。変わっていたんならそれはいいところです。

ただ、法による、今度の法の改定によるいわゆる条例の制定について、これはいつあるのか。またどんな内容を考えているのかもちょっとお聞きしたいですね。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 今回の法律の改正によりまして、教育委員会の委員の定数を定める条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償にかかる条例、特別職報酬等審議会条例などが今回の法律によって条例の改正が必要になってくるんでないかなというふうに思っております。

なお、この条例改正については、3月の定例議会でお願したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） もう一つちょっとお聞きしたいのは、いわゆる町の三役とか四役とかって言いますよね。その一人としてやっぱりこれまでどおり位置づけられる立場でいいんですかね。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 今度も当然、特別職というような形になりますので、従来と変わらないというふうな考えでおります。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今度は、ある意味教育委員会制度、首長の介入もかなりできるといういろんな法律の内容になっていますが、言いかえれば、逆に見れば今度の50年ぶりの改定が住民にとってより身近な教育委員会になっていく一つの大きなきっかけになることにもなると私は思っています。この法律の改定に地方から文句言ってもあきません。僕は反対ですけども。中立性をどう担保するかというのは、町長の姿勢としても非常に大事なんで、それはどこかでやはりきちっと、先ほどの答弁でこれまでと変わりませんということをして言っていました、やっぱり触れることも大事なんではないかなと思うんです。

ただ、首長の触れ方を見ていますと、例えば共通一次ではない、全国一斉テスト、学力テストの成績の公表で、そんなに差はないのにどこの県が1位か。県内でもどこが1位か2位かということで目くじら立てる状況が実際あるわけですね。こういう中で、私はやっぱり首長がそれに左右されるというのが全国的な一つの、静岡の知事であったり、大阪であったりとかということがあるわけですから、その辺やっぱりきちっと先ほどのように宣言していただくことは非常に大事なのではないかなと。事あるごとに。そこをやっぱり教育委員会、教育の専門家も含めた会議のほうからどう積極的に提案していくかということも大事だと思っています。その辺は十分考えてほしいと思います。

ただ、国のこういう方向について僕は一言言いたいのは、教育委員の任命というのは子どもの教育にかかわるし、日本の将来にかかわることだと思うんです。これらをやっぱり首長の権限に属するという事でかなり強力な方向に進めている。実は、首長にいろんな権限が集中しているのはここだけではないんですね。農業委員会の農業委員、今公選になっていますけども、これもゆくゆくは首長の任命制にしようという方向が実際進んでいます。

こうもやっぱり首長の権限が強まっていくと、かつて鹿児島県の阿久根で専決、専決で議会をないがしろにして進んでいったという状況もありましたけれども、やっぱりそこをどうチェックするかというのは、逆に言えば教育委員会をどうチェックするかということも含めて大事なことになるなと私は思っています。

もし何か首長として、町長として考えるところがあれば一言お願いいたします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど上田議員の答弁でも申し上げましたとおり、しっかりと教育に関しては尊重していきたいと思っております。

ただ、今回こういった権限をいただいた中で、やはり防災の点であったり、地域のことであったり、教育委員の皆さんがなかなか知り得ていない情報であるとか、町の動きとか、そういったのを一緒に考えながら、こういった教育に携わっていければと思っております。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 僕は各自治体間、また県別で成績の競争というのはあんまりよしとしません。先生の中には、本当にできる子ができると地元にはほとんどいてくれんという不満。逆に言えば、自治体でいえばやっとな若い青年を育てても、どんどん都会に行ってしまうのでは本当に意味がないというんですかね。寂しいと。そういう意味では、教育というのは地域を本当に愛する子どもたちをどう育てていっていただけるのか。教育委員会を含めてどんどん積極的に考えてやっぱり行政としてもそこにいろんな提起、提案をしていっていただきたいと思っております。

最後、4つ目の質問です。

これは町長への質問が主になるかなと思うんですが、住み続けられる地域とTPPということで質問を出しました。

アベノミクスで大企業は大もうけ、それなのに法人税をびっくりするほど払ってはいないというのは1番議員の質問でもありましたけれども、トヨタはまさに輸出車にかかった消費税の還付を何千億円も得ている。8,000億とは聞いてないですが何千億も受けていると聞いています。企業がもうかれれば働く人にもおこぼれがふえると言われて久しいんですが、1970年代から80年代の中盤まではいわゆるパイの理論で労働組合にもありましたけども、おこぼれが来る。ところが、最近は大企業は全部もうけた金は一銭も出さずにひとり占めというひとり勝ちの時代が続いているように思います。

この間、大企業の内部留保は年々、何十兆円も積み上がって今や280兆円が内部留保と言われてはいますが、一方、国民は消費税の増税、円安で物価の上昇、財産が目減り。一例で言いますと、最近、原油は1バレル60ドル台、昔で言うと100円を切るんですね。昔の90円台の円でいいますと。こんなのが1

50円台のガソリン入れなきゃいけない。我々にしてみれば憤懣やる方ない状況があります。2000年代に入って労働者の実質賃金は何十万円も下がっているわけですね。

大企業の法人税の減税の財源づくり、外形標準課税の強化で赤字の中小企業からまで金を今集めようと。庶民には減税とさ示されていたものまで凍結。重量税なんかそうなんです。女性を働かせるためにということで主婦の専業控除を廃止する。さらに物価上昇も含め、負担増は目白押しだと思っています。

ところが、ここに来てTPP絶対参加しないと決めていたのに、この交渉参加は我々の生活や地域経済にも今影を落とし始めています。国は地方創生とか地方自治体にあっては人口減対策ということで、今取り組もうという話がありますけれども、今のやり方で地方に未来はあるのか。率直に町長にお聞きしたいです。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 地方に未来はあるのかということなんです。未来ですよ。未来、私は今、地方の特色を生かす時代、地方の時代と言われている中で、やはり何もしない地方は取り残されると思っております。積極的な取り組み、また住民サービス、特色のあるといいますか、そういったことが求められていると思っていますので、努力すれば未来は開けると考えております。

○議長（川崎直文君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 実は、かつて一村一品運動というのが大分県から始まりました。でも、大分知事は当時言っていました。一村一品運動を全国でやれば、一村一品特徴あるなんていうことはなくなる。つまり、同じパイの中で、例えば福井県の中でですよ。一地方で人の取り合いぐらいしかないんですね。根本的な解決にはならないというのが今の地方の置かれている現状だと思うんです。

TPPで地域経済はどうなるかという話ですけど、この条約の締結国間での取引はあらゆる関税等の障壁をなくすということですよ。その影響というのは単に農業分野だけではないというのはご存じだと思うんです。労働、保険、金融、医療、税金にまでとか知的財産にまでどんどんあるし、町長も時たまふれていますが、ISD条項なんていうのはもうあっちゃならんことだと。こういう中で、農業だけではなしに、この中の農業分野だけ見ても本当に農業は生き残れるんかと私は心配しているところです。

ただ、既にTPPねらいの地ならしが行われていることもご存じだと思います。例えば、アメ車が売れないのは日本に軽自動車という特別の優遇制度があるから、

その枠を残すんなら年間百何十万台のアメ車を日本の責任で買い取れというTPP交渉の中での話とか、これを約束しろとか、労働力の自由化ということで、外国人労働者の研修期間を3年から5年に延ばすとか、非正規に雇用者の都合で自由に首切りができるようにさらにしようとか、時間外労働の無償化とかいうことで地ならしがやられています。

アメリカの保険が日本で売れないのは、日本の簡保を優遇しているからだ。郵便局が今、アフラックを扱っているんやね。そういうことを強要しているとか、医療では、日本に健康保険制度があるからアメリカの保険が売れないという言いがかりもつけられています。

日本の食品添加物もどンドンふやされている。アメリカにあわせて今まで少なくなっていたのをふやされているというのもありました。

こんなことを見ていると、この地域というのは若い人たちの仕事の間というのをはなかなかないんですね。現実的に。ここで農業が崩壊したら、実際この地域で暮らしていく若い人たちというのはいらっしゃるのでしょうか。その辺をお聞きしたいです。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、少子・高齢化とか人口減の中でさまざまな自治体を取り組んでおります。その中で、おっしゃるとおり一つの地域でパイの取り合いをいろいろ政策をしながらしているのではないかという意見もあります。私もそう思うときがあります。

ただ、この永平寺町もう一度特色を見てみますと、まずは人口増。もちろんいろいろな今の定住促進も大切ですが、学生のまちでもあります。今、この永平寺町に学生がいますが、なかなか住んでいるところは福井に出てしまう。それはアルバイトとか車があるからとか、そういった点もあります。今、この若者の学生の皆さんがこの永平寺町に住んでもらうことも一つの人口増でありますし、産業につきましても、今、50万人を切った来客、永平寺町には50万人前後です。九頭竜川の鮎つり、そして大本山の観光客。

私、今考えていますのは、一つの大きな目標、まずはこの永平寺町に100万人誘客する、そういった政策をさまざまな角度からその目標に向かって打っていく。100万人の人が、昔のにぎわいが取り戻せれば、そこには商売が生まれて、雇用また住む人も生まれてくる。これはなかなか厳しい目標であります。昔ながらのそういった国内の観光客ではなしに、江守議員とかいろいろありましたイ

ンバウンド政策、これに乗ってそういった政策を打っていく。この永平寺町にあわせたそういった活力策といますか、そういったのをしていくのと。

もう一つは、やはり農業につきましても、米もことしは1万円ちょっと。昨年1万2,000円、ことしは1万円ちょっとというのも聞いております。この米もやはりなかなか厳しい言い方かもしれませんが、競争の時代に入ってきたのかなとも思っておりますし、福井県は農家の生産量の8割が米、福井県の中でも米の割合が非常に多いというのも最近勉強した中で知りました。やはりある意味園芸へのシフトであったり、6次産業化、こういった農家の人も積極的に取り組む。もうかる農業といますか、そういったことにも応援して、JA、県、国とも連携をとりながら応援していきたいと思っております。

そして、今、金元議員多分中山間地とかそういったところはどうするんだということもあると思います。そういったところ、これはある意味文化の千何百年ずっとそこに田んぼがあって、それをずっと守ってきたという歴史とか文化、また治水に役立っているとか、そういった大切な意味合いもあります。この中山間地を維持するためにも、先ほど申し上げました園芸とか、またブランド米、そういった推奨をしていきたいと思っております。

ただ、ブランド米もただつくってただ売っただけではブランド米にはなりません。しっかりとその品質であったり、よそのつくった米には負けないという品質、また販路、そしてそこで初めてブランド、そういったのをどんどん応援というか支援していくのがこれからの新しい農業の形の支援策になっていくのかなと今感じています。

○議長（川崎直文君） 金元君。あと1分30秒です。効率よく質問をお願いいたします。

○9番（金元直栄君） いわゆる出生率の問題でいいますと、子育て支援充実している自治体では、1世帯当たりの子どもの数が非常に多いという統計はあります。

ただ、それも先ほど言ったように部分部分でしかないんですね。全体的にふえるかというとなかなか難しい状況がありますけれども、そこは町が覚悟を決めて示していくと同時に、ただ年収が200万円以下のいわゆるワーキングプアとか、非正規ではとか、いつ首切られるかわからないという状況では、やっぱり子どもを産む気にならない。産めない。結婚もできないという状況があるんで、そこらはどうするのかというのは、やっぱり自治体の長として地方から国に対してやっぱり覚悟を決めて突き上げるということをやっついていかないと、変わっていかない

と思います。

特に税の優遇とか。地方で暮らすには。そういうことでもなければできないわけですね。住民の足としての軽自動車の税金なんか引き上げられる。大したことない。金額は大したことないと言うか知らないですけども、それをどこに当て込むかといった大企業の法人税の減税のところへ当て込んだり、TPPの地ならしでやったりとかということがあるわけで、そこは十分考えてほしいと思うんです。

ただ、米が1俵1万円とか1万2,000円とかって話がありますけれども、米の5ヘクタール以上の田んぼでのう、いわゆる1俵当たりの原価は1万6,500円程度とされています。

○議長（川崎直文君） 質問を終了してください。

○9番（金元直栄君） はい。そういう状況の中で、やっぱり定められている時給が農民に対しては175円から200円とされていますから、こんな状況でつくっている米を1俵1万円や1万2,000円やということで出せということが無理なんで、本当に愛国者、僕は国粋主義者なら、食料は絶対に明け渡さないということをやっぴり言い続けると思うんです。僕はそういう立場です。

ぜひ行政もそれは覚悟を決めて、地域で住み続けられるような環境づくりをぜひやってほしいと思います。もし答弁あればしていただければいいと思うんですが、私はそういうことで質問を終わりますけど、いかがでしょう。何かあれば。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど申し上げましたとおり、農業、もうかる農業へのシフトという応援もそうですけど、中山間地とかそういった頑張ってこられた、なかなか難しいところの農家を守るのも本当に大切だと思っておりますので、防衛という意味での食料、これ本当に大切なのも私よくわかっておりますので、こういった農業に対しましても真剣に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時13分 休憩）

（午後 4時20分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、2番、滝波君の質問を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それでは、私から3つ通告してありますので、それについて質問させていただきます。できるだけ重複を避けて質問させていただきますが、今回は学校給食にアレルギー対策を、公民館活動を通した人づくり、まちづくり、そしてミニ観光施設整備は大丈夫かということであります。

教育民生常任委員会では、11月13日に長野県松本市のアレルギー児童に対応した学校給食の取り組みについてを視察研修をまいりました。そのときに学んだことを少しお話しをしながら、町の取り組みに少しでも取り入れられたらと思ひ、質問をさせていただきます。

松本市は、平成12年からアレルギー対応食の提供を開始し、その取り組みは全国的にもトップレベルのものであります。その発端は、当時の市長が食物アレルギー疾患を持つ児童生徒に対してもひとしく学校給食を提供し、学校生活での本人や保護者の不安や負担を解消しようというふうに言われたことでありました。その目的の達成のため、食物アレルギーの正しい知識とともに、学校及び学校給食関係者と保護者との協力のもと、取り組みが行われております。

松本市は児童生徒数約1万9,000人のうちアレルギー疾患を持つ子は約800人、率にして4.2%であります。そして、そのうちのアレルギー対応食を提供している児童生徒数は約160人でありました。実施に当たっては、学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱に基づき、対応の方式としてはア、除去食、イ、代替食、ウ、自己除去、エ、弁当持参の4通り行っています。800人のうち160人対応しているということですが、まずは保護者が希望しなければ対応しない。希望しても対応できない場合もあるということでありました。

まず、実施に当たって毎年11月に新入児童の食物アレルギー状況調査票を新1年生になる児童全員に配布し、実態を調査するということですが、まずお聞きしたいのは、本町での実態の調査、そして本町のアレルギー疾患を持つ児童生徒の実態数はどのようになっておりますか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 学校教育のアレルギー対策についてでございますが、平成25年の4月に策定しました対応マニュアルがございまして、それをもとに事前調査、保護者との面談、学校内での関係職員による対応協議、協議結果による学校と保護者の協議、合意して、毎年3月までにアレルギーについての対応、どのようにするかを決定しております。

それで、今現在、本年の4月現在に取りまとめましたアレルギー対応食でございますが、今こちらでつかんでいる生徒の数につきましては37名おります。この中には、除去食ですとか、弁当対応とかいろいろございますが、一応37名が対象となっております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 除去食が基本でということは、これは松本も同じような状況でありました。ただ、調理施設等の状況で対応の可能な限り代替食を提供しているということでもあります。

そこで、ちょっともとへ戻りますけれども、3月に対応を決めるということですが、先ほど松本のほうの例も言いましたとおり、基本は保護者が申請をします。それに基づいて教育委員会が審査し決定をするということになっております。本町では、そのアレルギー対応をするという決定はどのところでやるんですか。学校でしょうか。それとも教育委員会でしょうか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） もう一回、再度詳しく流れについてご報告します。

まず、うちも新入生の相談というか健診がございますが、そのときに申請というか事前調査をして、その後、保護者からの提出物によって調整をします。それで、出てきたものによって、学校内で一応どのようにするかを決定しまして、それから保護者へこのように対応しますというようなことをご相談をさせていただきます。それから、それによってもう学校側、保護者側が納得いただければ、そのようにするというような形で、学校と保護者の方で除去食をするかどうかというのは決定していきます。

当然、もちろん事前に毎月毎月献立表が出ますので、献立表によっても保護者の確認はしていただいているようにしております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） おおよその流れは似ていると思うんですけども、若干やっぱり松本のほうは事前に調査で希望された方にまず保護者に事前説明をするようですね。そして、それで希望されたら今度は学校、これは学校長も担任の先生も養護の先生も、そして栄養士、そして学校給食センターの職員も含めて保護者と協議をし、大筋の対応を決めた上でもう一度それをもって保護者が本当に必要

かどうかというのを申請をいただくと。そして初めて審査し、教育委員会が決定をするという運びになっているそうです。

最終的にどこが責任を持つかということにもなるのかなとは思いますが、保護者が申請をし、そして教育委員会が決定するというのが大きいのかなと思うわけではありますが、ぜひそれらも参考にさせていただけたらと思うんです。確かに代替食はやっていないということではありますが、基本はこちらも除去食が基本だということですので、ぜひお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） 今のご意見なんです、うちも一応対応の協議の中身においては、ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでしたが、校長、学級担任、養護の教諭、給食の主任、栄養教諭、それから当然調理員を交えて、学校での対応をまず決めます。それで、学校給食においてうちは除去食でございますが、除去食の対応が可能であるならば、保護者と合意して、保護者から除去食でもいいですよというような同意を得て決めているというような過程となっております。

○議長（川崎直文君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） わかりました。

それと、多分給食センター方式ですので、こちらは。そこで教育委員会が入ってくるのかなとは思いますが、やはり給食センターの利点というところもそこでかいま見えるところがあるわけなんです。というのは、保護者によっては義務教育9年間ですので、その間、いろいろな子どものアレルギーの状況も変わってくると。こまめに給食センターに相談に来られるということでもあります。そして、そこでの栄養士さんあるいは調理員さんといろいろ協議をし、相談に乗りながら対応を変えていくというようなことがあります。

確かに学校でもできるわけなんだろうと思いますが、やはり学校は少し敷居が高いのかもわかりませんが、こういったところの給食センターというところではそういった対応ができるという利点もありますし、また代替食に限ってということであると思いますが、アレルギー対応食のスペースというのが決まっております、そこで専門の栄養士、調理員がやっていると。食材がまざらないようにということをやっているということでありました。

このようなことを聞きますと、本当に給食センターのいい点だろうと思います。

メリット、デメリットあるんだろうと思いますけれども。そういった方式がぜひ本町でもできないかなというふうに考えているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 今、議員さんおっしゃる給食センターといいますのは、うちも上志比のほうは給食センターなんですけども、そういう施設がないんです。今、議員さんが視察に行かれたところというのは、最近つくる給食センターというのはそういうアレルギー対策用の部屋をつくっている施設が多いんです。今、本町は各学校、センターともそういう対応できるような施設になっておりませんので、もしものことがあると絶対いけませんので、命にかかわることですので、細心の注意をというようなことで、今できる範囲で対応しているのが現状です。

○議長（川崎直文君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） わかりました。

将来的なことということで、したいと思います。

それともう一つ、食育の取り組みの件であります。なかなかセンター方式になりますと自校方式と違って身近でないというデメリットがありますが、そういった意味で、例えば栄養教諭、栄養士、調理員等の学級訪問とか、あるいは給食郵便、給食センターだよりなどで食育を推進し、先ほど言いましたように自校方式に負けないくらい身近な存在になろうという努力をしております。センター内には、子どもたちからの感謝のはがきとかも掲示されておまして、職員の皆さんの励みとなっているようでありました。

そこで、本町の食育の取り組みについて、ぜひお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 学校給食も昔は、できた当時は食べるものがないとか、栄養失調を対象に給食が始まったんですけど、今は偏食、子どもたちもいろんな偏食をして栄養のバランスが壊れています。学校給食で正しい栄養を補給して、そういう偏った食生活を見直すという意味で、今学校給食の価値がすごく上がっているんです。

それと、献立、それから給食だより、そういうようなのを家庭に配布しまして、それはアレルギーのチェックもあるんですけども、お母さん方がそういう献立を見て、子どもの食べるのはこういう献立がいいのかとか、家庭でもそういうよ

うなのを取り入れてもらって栄養のバランスのとれた夕飯とか朝食をとってもらいたい。そういうようなので、食育をするというようなメリットもあります。

それと、養護教諭とか栄養教諭あるいは栄養職員が学級に行きまして、そして栄養の3原則とかそういうようなもので食育というのを今現在、町内の学校でもやっています。栄養士さんというのは調理場において、ただ献立をつくったり、そこだけの管理はなくて、そういう子どもに対してのそういう食育などもやっています。

それから、年に一回各学校に調理員さんとか栄養士さんと呼んで、感謝の集いというのもやっています。子どもたちはその中で、毎日こういうおいしいものをつくってくれてありがとうございます。そういうようなことで、感謝の心を養うという、そういう面でも指導はしております。十分食育も町内でもなされていると私は感じています。

○議長（川崎直文君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） わかりました。

センター方式というのは将来のことになるのかもわかりませんが、今の時点での精いっぱいのことをやっただいていてということなので安心をいたしました。アレルギー疾患の子に対応できるような十分な給食を与えていただいていることに感謝を申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

ちょっと2番は後にして3番にいきます。

ミニ観光施設整備は大丈夫かということですが、ミニ観光施設整備とは何かといいますと、例えば松岡地区ではふるさと創造プロジェクト事業、すなわち旧織物会館を建てかえて、そこを拠点に散策あるいは精進料理等の提供をします。こんな織物会館を建てかえてやるということでもあります。

あるいは、今やっております松岡公園整備事業、桜あるいは景観を鑑賞する。あるいは古墳の散策をしていただく。

永平寺地区においては、永平寺口駅周辺事業ということでレンガ館の存続、そして旧駅舎の活用、また永平寺線跡地の活用ということで遊歩道を整備をいたしました。

上志比地区では、禅の里温泉の隣に道の駅を整備する。そして、誘客をということでもあります。

一つ一つの事業はそれぞれ目指すものがあって、どれも必要なのかなというふうに思いますが、全部をひっくるめるとかなりの事業費あるいは維持管理費が伴

うのではないかなというふうにまずは心配するわけなんですけれども、例えばこれらの事業、一体事業費としてどれくらいかかって、もう一つは維持管理はどのように見込んでいるのか、ちょっとお答えいただきたいなど。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 企画財政課からは、ふるさと創造プロジェクト事業と永平寺口駅周辺整備事業についてお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと創造プロジェクトでございますけれども、この事業につきましては平成26年度から28年度の3カ年をかけての事業でございます。この拠点施設等々のハード整備と、それとソフト事業、これも含めまして県の補助事業で行います。その件の補助枠いっぱいということで1億7,000万というふうな数字をお示ししてございます。

ただ、今現在、プロジェクト実施計画策定委員会において実施計画を検討中でありまして、それによってもう少し全体像が、今は全体像としてはまだ明確になっておりませんが、今後内容を詰めていきたいというふうに考えております。

したがって、維持管理経費といったものはまだ出ておりません。

それから、永平寺口駅周辺整備事業につきましてはでございますが、これは平成21年度から26年度にかけての事業で、今年度完了いたします。これは、跡地整備、それから駅周辺事業両方合わせまして約7億円という事業費になっております。

それから、維持管理経費につきましては、駅周辺整備事業でレンガ館のライトアップですとか、それから旧駅舎の清掃管理委託費あるいは水道光熱費等ございますので、そういったものにつきまして、水道光熱費で年間約68万円、清掃管理委託費用として約18万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 松岡公園整備につきましては、当初事業費約3億3,000万でスタートさせていただいておりますが、第2期工事の見直しということで、今現在事業の見直しを行っているところでございます。その中で、事業費採択要件ということで、以前にもお示ししましたように2億5,000万をクリアするというようなことで、実際に今事業の計画の見直しを行っているという点で、実際の事業費が幾らになるかというのは今のところ出ておりませんが、出ていないというような状況でございます。2億5,000万の事業費で進めていきたい

というふうに考えております。

また、維持管理などにつきましては、今、事業計画を見直している中で整備内容によっていろいろ変わってくると思いますけども、芝生の広場を整備しますので、芝生の手入れあるいは植栽の手入れ、トイレ、駐車場の清掃あるいは園路の道路の補修等が今後最低限必要になってくる経費として発生するのかなというふうに考えております。

また、道の駅につきましても、今現在詳細設計等を取りかかっている段階です。あと、設備関係、電気関係につきましても県のほうで町の分も含めてまとめて設計していただいているという段階で、詳細な事業費についてはこれからということになりますけれども、また維持管理につきましても指定管理者が提案します事業の計画あるいは運営方針によって変わってきますので、今現時点ではそういった金額は提示できませんけども、指定管理者の選考の歳に十分精査していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ちょっと道の駅の事業費が余り出てきていなかったんですけども。億単位ですよ。違う？ そんなにならない？

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 当初の予定は大体7,000万程度を見込んでおります。

今、詳細をやっていますので、きちっとした数字ではございませんけど、その程度を見込んでいるということでございます。

○議長（川崎直文君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 維持管理も不透明なところもあるみたいですけども、一番思うのは、何度も言いますけれども、今ある公共施設をどうするのかというのが決まっていな中、いわゆる温泉施設、新消防庁舎に続き織物会館、道の駅と建設してしまっているのかなというふうに心配しているところであります。

何が不安かといいますと、建てることよりも維持管理費、メンテナンス費用、そして借金の返済など後年にかかる費用がばかにならないのではないかなと思っているわけです。

なかなか今の時点で維持管理費は見込めないということではありますが、やはりものによってはかなりするのではないかなというふうに危惧するところです。

またさらに、これらの事業は全てある意味では前町長が計画してきたというこ

とでありますので、今の町長には非常に気の毒な話なのかも知りません。でも、気の毒な面があるとは思いますが、計画が先行し、何を目的にするかというのがどうも飛んでしまいがちであるというふうには思っております。

というのは、先ほど朝井議員からの質問にもありましたとおり、永平寺温泉、これ当初何を目的にしているかといいますと、健康増進、介護予防、そして余暇の活用でありました。これ全て町民の方に活用していただいて、そういうようなのを増進していこうということでありましたが、その施設の中の健康教室をやるそのスペースが、今までに一度か二度しか使われていないという現状であるというふうな報告がありました。

当初の目的がやはりどこかへ行ってしまい、指定管理者が運営する指定管理者任せになってしまっているのではないかと。そして、当然指定管理者は民間ですので、自分たちが黒字経営しなければならないという使命がありますので、それはそれなりの非常に努力をしているという報告もありましたが、そういったことやってしまっている。

同じようなことがまた繰り返されるのではないかなというのが一つ心配な部分であります。というのは、先ほどのふるさと創造プロジェクト事業も、あるいは道の駅についてもという心配があるわけですが、そういった心配を新しい町長になられたわけですので、計画は前の町長が進めてきたということもありますが、その辺をやはり新町長に期待している部分が大きいんだらうと僕は思っております。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、道の駅に関しましては、今協議会の中でいろいろお諮りしていただいています。

ただ面積が、敷地面積が狭いのもあります。ただ、いかにここの、提案をいただかないといけないんですが、指定管理者の提案をいただかないと。その中で、募集要項にいろいろお示ししたいなというのもありますし、今、建設課のほうには上志比地区の方がどういった形で、どうやったら参加できるんだとか、そういった問い合わせも来ているというお話もちらっと聞いておりますので、地域の方の振興の場という、そういった位置づけになればいいかなとも思っております。

ただ、今指定管理をしていただいて手を挙げていただく方がどれぐらいいるか。その中で指定管理料とか計算していく提案もいただくわけなんですけど、そのところでしっかりと要項の中で、こういった目的を持っているんだとか、そういった

たのをうたっていきたいと思っております。

ただ、通過地点で、私も無責任なことは言えないんですが、勝山と永平寺の通過地点でそこに道の駅があるからちょっと寄ろうというのではなしに、その道の駅へ行くんだと目的になるような温泉施設等もあわせて、目的となるような道の駅にしていきたいなという思いがございます。

そしてもう一つは、織物会館の跡地の利用ですが、ここにつきましてもまた協議会が設けられております。その中で、結構いろいろな前向きな意見が出ているというのも報告を受けています。例えば、学生が集える場であったり、高齢者の皆さんが気軽に立ち寄れたり、今回ちょっと提案させていただいているプロジェクトマップングを利用したデジタルサイネージ、案内であったり、町の情報、またそこからいろいろな、例えば病院の予約ができたり、これはまだあくまでもいろいろな意見の中の一つなんですけど、そういった前向きの意見がより効果的に集約されまして、本当に情報発信、また観光客の誘致につながるような施設にしていきたいと思っております。

本当にただ建って人が来ない施設ではもったいないんで、本当に何とかハード、そしてソフトあわせてにぎわう、そういった施設にしていきたいと。本当にそこそ一生懸命今考えているところです。

○議長（川崎直文君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） このふるさと創造プロジェクト事業、そして道の駅というのは両方とも今構想を練っているというか、策定委員会か審議会かわかりませんが、けれどもやっているわけですよ。

思うのは、いわゆる指定管理者を公募してしまったら民間の人、町外の人でも応募できるということなので、非常に後戻りができなくなってしまいがちになってしまうんですけども、本来なら一つは地域の人が、どなたが手を挙げるかわかりませんが、地域の人と一緒に作る場所から、構想から入っていったほうが、当初の目的がずれずに、指定管理者になってもずれずにやっていけるのではないかなと。一旦公募してしまうと、なかなか町外の人ばかりやったら、町外があかんというわけではないですけども、民間の方がなってしまったら、まさに営利目的になってしまう事業になってしまうかなというのが危惧するところと。

もう一つは、やはり私は思いますのは、やはり本町の大きな目玉はやっぱり本山永平寺だろうと思うんですよ。今、町長はそこにつなげる、線としてつなげる

ような仕組みをっておっしゃっているんですけども、やはり本山の永平寺にどれだけ人と財力をつぎ込むかという。ほんだけでよくなるかどうかはわかりませんが、本来、本元がよくならなければお客さんが来ていただかなければ、本町のこの観光事業というのは本来の姿にはなり得ないのではないかと思っ

ていますよ。
ですから、それだけの費用をかけるんなら本丸の本山にかけ

るべきではないかなと。金も人もというふうに考えるわけです。これはまさに素人考えなのでどうなんかわかりませんが、やはりそのところはプロの目も、意見も聞きながらやっていく必要があるんじゃないかなと思うわけです。
今いろんな、先ほど言いましたように町長には申しわけないんですけども、いろんな事業、同じような事業を抱えて今進んでしまっているのか。一旦立ちどまることも必要ではないかなって私はそう思うんですよ。というのは、あの鯖江が道の駅をつくるのにかなり時間をかけて、そしてプロの業者を、コンサルを入れながらつくってきたという過程の中で、やはり成功しております。そして、西山公園が1年間を通してじゃなく季節限定の公園が終日、終年というんですか。1年間お客さんが来れる施設になり得るようになってきたというところ。これはやはりプロの目があったんじゃないかなと。しかも、地場産業の振興につながっているというところがあるわけでしょう。ですから、狭い本町の中でいろんな観光資源を、資源があるのはあるわけですけども、観光資源を出しては少し手を加えてはお客さんに来ていただくというのは、かなり無理があるのではないかな。もっと全体的に見ると当然、福井県でいえば朝倉、そして永平寺、恐竜博物館かわかりませんが、そのルートが確立しているんなら、もっともっと永平寺が魅力がある施設にして、リピーターが来れるようなところにするべきではないかなと私は思っているわけなんですけれども。

立ちどまることも必要だと思っ

ているんですが、いかがですか。
○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、松岡公園につきましては、3億3,000万円の総事業費、10年かけて、それを2億5,000万円強。2億5,000万円は国庫補助をいただける最低条件ということで、それ強ということで今計画の見直しをしております。

立ちどまれるかということもござい

せなければ、人がその目的に合った施設にしなければいけないという、そういった思いで今行っております。

そしてもう一つ、門前地区につきましても観光、まちなみ魅力アップ事業ということで、門前地区の整備も今考えているところであります。

○議長（川崎直文君） あらかじめ時間の延長を行います。

上坂議員におかれましては、5時の退席の申し入れがありますので、退席を許可します。

滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 町長の立場はわからんわけではないんですけども、やっぱり無理があるみたいな気がするんですけども。

そうでしたら、もうやらなければならないということであれば、がらっと視点を変えるしかないんだろうと思うんですよ。そうなると、誘客ということを中心にするんじゃなくて、要は町の町民が集まるという施設に変えるとか、あるいは町の人が働く場を提供させるとかというふうな視点を変える必要があるんでないかなど。

そういうことでつくる会館も、じゃ何がいいのかわかりませんが、高齢者問題がありますから、高齢者が集まるようなところにするとか、当然、民間の人がやっていただくということが大前提で、また行政の職員がかかわるということは、運営にですよ。人がかかわるということではできないと思いますので、そういう視点を変える必要があるのかなとは思いますが。

それと、先ほど奥野議員も言われていたとおり、こういうような施設をつくると、やはりイベントを打ちたがるんですよ。行政というのは。行政が直接しなくてもいいんですけども。やっぱりそのことによって職員が駆り出されるということもぜひないようにしていただかないと困るなというふうに感じているわけですから、その点、どうでしょうか。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その視点を変えるということで、協議会の中には若い人40%に合わせまして老人会の代表の方とか、いろいろ入っていただいております。

おっしゃるとおり、視点を変えることも大切なことだと思いますので、その辺は柔軟に対応していきたいと思っております。

また、イベントにつきましても、やはり今大きなイベントは別としまして、いろいろなイベントで町職員が、多くの職員がお手伝いといいますか、出ておりま

す。こういったことにつきましても、やはり町民の皆さんと一緒に作る中で、いかに職員の負担をなくすといいますか、職員が当然のように参加するのではなく、積極的にとか、また町民の人と一緒にとか、そういった仕組みを今考えております。

これにつきましても、今、庁内で、やはり職員の中では毎回毎回こういったイベントに出なければいけないという、そういったお話も聞きます。私、今職員に申し上げているのは、出なくてもいい仕組み、町民の人が盛り上がる仕組み、そういった仕組みを考えていくことによって、職員がお手伝いする——全くお手伝いしないとかそういったことではありませんが、当たり前のように毎週、シーズンになりますと毎週土日何かのお手伝いに出ているという、こういった状況はやはり変えていきたいと思っております。そのためにも、しなければいけないこと、それはやはりまずは役場の職員がそういった仕組みをつくっていくということが大切だと思っておりますので、そういったことにまず取りかからせていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） まずはやはり運営する人も含めてどう計画立てるかというのが一番かなと思っております。ぜひ進めていただきたいなと思います。

あと、もう最後の質問で、公民館活動を通した人づくり、まちづくりをということで、これは上田議員が質問されておりますので、ほとんど重複をしているわけなんですけど、1点だけ。

やはりこの発想というのは、先ほど町長が言われていたとおり、地域をつくるという、まちをつくるというところに地域の人、町民が参画してほしいというところだろうと思います。

公民館活動というのは、ちょっと若干教育長が言われていたとおり、ニュアンスがちょっと違いますよね。いろんな文化活動とか、いろんなことをして、それは趣味でもいいかもわかりませんが、活動を盛り上げるということなんで、若干違うのかなとは思いますが、多分それは同時並行しながら、それでもやはり公民館という小さい単位の中で一つの事業あるいは文化祭でも何でもいいですわ。事業をやることによって、先ほど言いましたようにやった人、実行委員が人づくりされていくというところだろうと思います。

そういったことをしていくことによって、今の町への地域住民が参画していくというところに結びつくだろうと思います。ですから、両方、両立てになるん

だろうなという私は思っているんですけども、町長の発想はどんなんですかね。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 両立てになるといいますか、やはり公民館は一つの核として、先ほど言いましたとおり全体的な町民参画といえますか、そういったのはまたその課単位でも参画する機会がありますし、常に町民の皆さんの視点に立った政策をすることで町民参加というのが得られていくのかなと。

そんな中で未来会議であったり、すまいるミーティングとか、そういった場でもいろいろお話を聞かせていただいくのも一つの町民参画の場かなと今思っております。

○議長（川崎直文君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） やはり公民館活動がやっぱり母体だろうと思いますので、ぜひ7館あるのであれば、活性化していただきたいなと思います。なかなか社会教育というのはだんだん衰退の一途をたどっているというような感じが見受けられますので、若きも老いも含めてぜひ活発に公民館活動になるようお願いしたいなと思いますし。

また今回、長野を視察したときに高森町というところでまちづくり基本条例というのをつくっているんですよ。それは将来的な問題だろうと思いますけれども、かなり時間をかけてやっております。ぜひそれも参考にいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。

（午後 5時03分 休憩）

（午後 5時03分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。本日は、これをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とすることに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日10日から15日までを休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、明日10日から15日までを休会とします。

なお、16日は午前10時より本会議を開催したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

なお、休会中の11日は予算決算常任委員会、12日は総務常任委員会及び教育民生常任委員会、15日は産業建設常任委員会を開催しますので、よろしくお願ひします。

本日はどうもご苦勞さまでした。

(午後 5時 分 散会)